

平成29年度「宇城市次世代育成支援行動計画」進捗状況一覧表

すこやか 手帳っ子 プラン 該当ページ	№	施策名	取組内容	関連事業名・取組 名	左記概要	29年度の実績 (進捗状況等)	29年度の実績 (実績値)	現状と課題	30年度から31年度の取 り組み内容	平成31年度目標 値	担当課
24	1	「児童の権利に関 する条約」の普及 促進	子どもの健全な成長を保障するためには、子どもを権利の主 体者としてとらえることが重要であり、「児童の権利に関す る条約」の理念・内容の普及に努め、市民意識の高揚を図り ます。 また、学校においては、児童会や生徒会で児童生徒の意見を 集約し、その意見を取り入れ、児童生徒自ら発表する場を設 けます。			各園から1～2名づつ、園や県等が行っている人権に関する研修 会に参加し、子どもの人権について理解を深め、人権に配慮した 保育を行うことができた。		研修会に参加した職員が、研修会で学んだことを職員 間で共有し、更に人権についての理解を深める必要 がある。	今後も研修会等に参加するよう促す。		こども福祉課 こども福祉係
					児童会や生徒会で児童生徒の意見を集約し、学校の取組に取り入 れたり道徳や国語の授業のなかで児童生徒が自ら発表する場を設 けた。			教育総務課			
24	2	いじめの解消・解 決	児童・生徒一人ひとりを大切にするとともに、いじめは絶対許さない、いじめのサインを見逃さな い、日頃から望ましい人間関係をつくっておく等の共通理解 を教職員全員がもち、保護者やスクールカウンセラーやス クールソーシャルワーカーといった第三者機関と密に連携 し、いじめの解消・解決を図ります。			全小中学校において「心のアンケート」やその他児童生徒の状況 を把握するためのアンケート調査を実施した。	担任をはじめスクールカウ ンセラーやスクールソー シャルワーカーの対応によ りほとんどのいじめが解消 した。	定期的なアンケート調査等により、子どもの想いを 把握し、学校全体で総合的な支援を行っている。 アンケート時点では解消されていないケースについ ても継続して対応を行っている。	宇城市いじめ防止基本方針の策定		教育総務課
			子どもあしんこール	電話やメールによる相談窓口の設置。青少年教育担当指導員と人権教育担当 指導員が対応する。	相談件数2件	相談件数2件	保護者からの相談が多い。特にメールによる相談が あり、課内での対応を随時検討するとともに、必要 に応じて専門機関との連携が必要。	現状を維持する。	周知率100%	生涯学習課	
24～25	3	児童虐待防止等に 向けた体制の充実	児童虐待及びDV（ドメスティックバイオレンス）に対 して、医療・保健・福祉・教育・警察・民間団体等、関係機関 と連携し、要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会や実 務者会議を開催するなど、組織的かつ専門的対応の徹底を図 ります。さらに、育児相談体制の充実や子育てサークル活動 の支援等により、育児不安の軽減を図るとともに、幼時健康 診査時等には親子間の様子にも注意を払いながら、児童虐待 等の予防及び早期発見に努めます。	①宇城市要保護児童対策及び DV防止対策地域協議会 ②こども相談室（家庭児童相 談、子育て相談）	①関係機関と連携を図る要保護児童等対策地域協議会の代表者会議及び実務 担当者会議を開催。また、必要に応じて個別ケース検討会議を開催し、情報 共有や支援策の検討を行っている。 ②家庭児童相談員及び子育て支援コーディネーターが、養育相談や子育てで相 談に対し、助言・指導及び適切な情報提供等の支援を行っている。また、必要 に応じて、専門的な機関を紹介し、関係機関と連携しながら、幅広く子育 て支援を行っている。	関係機関と連携を図る要保護児童等対策地域協議会の代表者会議 及び実務担当者会議を開催。また、個別ケース検討会議を必要に 応じて適宜開催し、情報共有や支援策の検討を行っている。対応 困難事例については児童相談所に送致し支援依頼を行っている。 家庭児童相談員及び子育て支援コーディネーターが関係機関と連 携し家庭訪問を行い、児童虐待の未然防止に努めている。ほかに NPOプログラムや親子あそびの教室など子育て支援事業を実施し て育児負担を軽減することで、児童虐待のリスク低減を図ってい る。	大草市など他の自治体では要保護児童等対策地域協 会の活発に運営し、地域の虐待防止ネットワー クの連携強化に成功しているため、本市も協議会の運 営の見直しについて検討する必要がある。	要保護児童等対策地域協議会の代表者会 議や実務担当者会議など活発な運営がで きる体制整備の見直しを検討する。ま た、家庭児童相談員・子育て支援コー ディネーターによる対象家庭への支援や 児童福祉センター主催の子育て支援事業 を引き続き実施する。		児童福祉センター	
25	4	不登校、不登級児 童生徒への対応の 充実	適応指導教室における継続的な適応指導や、様々な体験活動 を通じた指導等により、不登校及び不登級児童・生徒の学校 及び学級復帰のための支援や教育相談の充実を図ります。また、 家庭に引きこもっている不登校児童・生徒に対しては、 教育相談や生活指導、学習指導の充実を図り、適応指導教室 への通室や学校復帰を支援します。	①適応指導教室「手城っ子 ネット」 ②教育相談事業	①不登校、不登級の状態にある子どもに対して、個別に学習、生活の場を提 供し、対人関係や集団生活への適応を高め、関係者と連携を保ちながら、学 校や学級生活への復帰を促す。 ②心理的な要因やいじめ等により、不登校の状態又は傾向にある子どもに対 し、「教育相談員」を配置し、相談活動等を行うことにより、学校復帰を支 援し、子どもの社会的自立に資することを目的とする。 ※教育相談員関連業務：適応指導教室・不登校対策・特別支援教育	適応指導教室「手城っ子ネット」は、本年度4月12日に開設し 以降3月24日開設までの間、78回実施し延べ204人の参加が あった。学習をはじめ創作活動やスポーツ、料理実習等の活動を行 い、指導員等との交流により人とのコミュニケーション力がつ いて卒業式に出席できるまで力をつけた生徒もいた。また、状態 が上下しながらも継続した適応指導教室への通室や学校復帰を目 指している状況である。	不登校及びその傾向がある 児童・生徒数（1月末現在） （小）9人 （中）56人	今年度は毎月週2回（火曜・金曜）午後1時30分～ 4時まで開設した活動をしたが、心の状態に上下があ る子どもや、さらに、家から全く出られない児童生 徒になって、行きたくても行けない状況があり、平 日は終日できるよう対応を検討する必要がある。また、 小学生からも相談があったり、支援体制の在 り方について、支援員の増員或いは各学校に相談員 を配置するなど検討が必要である。	今後も継続すべきと思われる。当面の目 標は、不登校、不登級児童生徒数を下げ ること。	不登校・不登級及びその傾 向がある児童・生徒数 （小）5人 （中）50人	教育総務課
26	5	道徳教育の充実	「自分で課題を見つける力」、「自ら学び、自ら考える 力」、「意欲をもって活動し、よりよく問題を解決できる 力」等の「生きる力」を育むために、道徳教育、福祉教育、 人権教育などの充実による実践力の育成を図ります。 さらに、道徳の教科化にともない、「熊本の心」などの教材 を活用し、1人1人が多角的に考え、判断し、適切に行動す るための資質・能力を身につけられるよう教育内容の充実を 図ります。	無し		「心の教育」を推進するために道徳の時間を中心として、子ども たちに豊かな心を育むための教育活動に取り組んでいる。また、 県の「水俣に学ぶ肥後っ子教室」補助事業を利用し、全ての小学 校5年生が水俣病資料館や水俣病情報センターで体験学習を行っ た。	宇城市小13小学校 5年生31クラス500人	心のきずなを深めるための事業や、水俣に学ぶ肥 後っ子教室、学校取組環境！SOコンクールへの取組 みなど、様々な教育活動に取り組む。	現状維持		教育総務課
26	6	スクールカウンセ ラー等の充実	生徒の思春期における様々な心の問題にも対応できるスкуль カウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、支 援体制の充実を図ります。	熊本県「スクールカウンセ ラー活用事業」	児童生徒等の心のケアに資するため、スクールカウンセラーを拠点校等に配 置し、児童生徒の心の相談にあたる。	中学校3校を拠点校とし、スクールカウンセラーを配置してい る。また、本年度も「心の相談員」を中学校1校に配置し、支援 体制を整えている。また、宇城教育事務所のスクールソーシャ ルワーカーも活用し、連携を図っている。	不登校及びその傾向がある 児童・生徒数（1月末現在） （小）9人 （中）56人	児童生徒へのカウンセリングの他、保護者や教師へ の専門的な助言、会議の参加等の取組を行ってい る。勤務日数・時間に制限があり、臨機応変な対応 が難しい。	現状維持	不登校・不登級及びその傾 向がある児童・生徒数 （小）5人 （中）50人	教育総務課
26	7	子どもの心の問題 に係る相談体制の 充実	思春期の心の問題に対応するために、専門家による相談体制 の強化や、相談窓口のさらなる周知を図ります。専門家によ る相談体制の強化として、スクールカウンセラーや臨床心理 士等の専門家を学校に配置し、児童・生徒へのカウンセリング 等支援体制の充実を図ります。	家庭児童相談 熊本県「スクールカウンセ ラー活用事業」	児童福祉センター所属の家庭児童相談員が、対象児童及びその家族と直接関 わり、児童が安心して登校できるよう学校の協力を得ながら支援を行ってい る。また、学校側やスクールソーシャルワーカー等と個別ケース検討会議を 開催し、情報共有を行い役割分担を決め支援を行っている。	児童福祉センター所属の家庭児童相談員が、対象児童及びその家 族と直接関わり、児童が安心して登校できるよう学校の協力を得 ながら支援を行っている。また、学校側やスクールソーシャル ワーカー等と個別ケース検討会議を開催し、情報共有を行い役割 分担を決め支援を行っている。	不登校及びその傾向がある 児童・生徒数（1月末現在） （小）9人 （中）56人	発達課題から学校生活に適応できず登校渋りや不 登校になるケースも多いため、発達の課題に関する 専門知識が相談員及び関係機関に求められている。	引き続き家庭児童相談員が学校及び関係 機関と連携・協力しながら対象児童及び その家族に対する支援を行う。		児童福祉センター
27	8	関係機関との連携による 個別のニーズに応 じたきめ細かな支援 の実施	子どもが被害者となる事例相談が増加傾向にあるため、各種 関係機関と連携した個別対応を図ります。	無し		児童福祉センターで開催するケース会議に出席し、保護福祉セン ター、教育事務所、児童相談所等との情報共有を図った。		危険及び支援が必要と思われる児童生徒は増加傾 向にあり、一刻も早い情報収集・共有を図ることが 課題である。	継続すべき取り組みである。		教育総務課
28	1	食育の推進	心身の健康の増進と豊かな人間形成のために、食に関する知 識や食を選択する力を身に付け、健全な食生活を実践するこ とができる人間を育てます。食育推進計画に基づきライフス テージに応じた食育の推進を図ります。	「栄養指導」	母子健康手帳交付、各乳幼児健診、離乳食教室などで栄養指導を行う。	離乳食教室14回、保育園や子育て支援センターでの食育活動8 回、学校等での食育活動18回（H29.2月末現在） 子どもへの食育活動だけでなく、保護者や保育関係者、給食担当 者への研修や支援を行っている。	朝食を毎日食べる3歳児の割合 90.8% 夜9時台までにねる3歳児の 割合53.8%	保育所、学校等での食育活動については、食生活改 善推進員協議会などと協力して行っている。 また、食育推進会議の中で食育ネットワークを推進 しており、より連携・協力できる体制づくりを行っ ている。	第2次宇城市食育推進計画に基づき、ラ イフステージに応じた食育活動を推進し ていく。	朝食を毎日食べる3歳児の割合 97% 夜9時台までにねる3歳児の 割合70%	健康づくり推進課
28～29	2	乳幼児健康診査の 充実	各種乳幼児健康診査の充実を図るとともに、未受診児の把握 に努め、健康診査の結果、支援が必要な場合は適切な援助を 行います。	「乳幼児健康診査」	乳幼児の健やかな発育の確認と母親の育児不安の支援のため、4か月、7か 月、1歳6か月、3歳児の健診を行う。	各種乳幼児健康診査は、母子保健推進員による通知配布と受診勧 奨の他、欠席者へは電話による受診勧奨や再通知を通し受診率向 上に向け取り組んでいる。未受診者については、訪問等で状況を 把握している。	乳幼児健康診査の受診率（2 月末現在） →（4か月児）99.0% →（7か月児）96.5% →（1歳6か月児）99.5% →（3歳児）99.0%	乳幼児健診の受診率はいずれも90%を超える高い受 診率ではあるが、目標値の100%にはならなかつ た。未受診者については、各地区担当保健師による 状況把握を行っている。	今後も同様の取り組みを行う。	乳幼児健康診査の受診率 →（4か月児）100% →（7か月児）100% →（1歳6か月児）100% →（3歳児）100%	健康づくり推進課
29	3	予防接種の推進	すべての子どもが正しい知識のもと、安全に計画的に予防接 種を受けられるよう各種健康診査や健康相談等により、予防 接種の意義や重要性、受け方などについて正確な情報を提供 します。			2か月児訪問を全対象者に実施し、予防票セットの配布及び複雑 化する予防接種に関する保健指導を行っている。また、各種健康 診査・健康相談・健康教育等の機会を通し、接種勧奨している。		すべての2か月児に対し、家庭訪問等で予防接種に関 する情報の提供と保健指導を実施している。複雑化 する予防接種を安全に計画的に受けられるよう、今 後も保護者、医療関係者、行政職員の予防接種に関 する知識を更に深めていく必要がある。	29年度以降も同様の取り組みを実施して いく		健康づくり推進課
29	4	歯の健康づくりの 充実	各種歯科健康診査時のフッ素塗布や保育施設でのフッ素洗口 を実施することにより、歯質面の強化を図るとともに、健康 診査時や保育施設でのブラッシング指導や健康教室を通し、 むし歯予防の知識の普及とブラッシングの習慣化に向け歯の 健康づくりを支援します。	①「歯科保健事業」 ②熊本県むし歯予防対策事業 （宇城市小中学校フッ素洗口 事業）	①1歳半、2歳、3歳児で歯科健診及びフッ素塗布、歯科衛生士による歯科指 導を行う。市内保育園、幼稚園に通う年中児、年長児に対し、フッ素洗口を 行う。 ②子どものむし歯予防対策として、「フッ素洗口」を小中学校の児童生徒に 対し、実施することにより、歯質を強化し、むし歯を減少させることを目的 とする。	母子健康手帳交付時から歯科保健に関する指導を実施している。 7か月児、1歳6か月児、2歳児歯科、3歳児健康診査にてフ ラッシング指導、健康教育、フッ素塗布を実施している。 宇城市内の全保育施設で年1回の幼児歯科教室及び、通年年中 ・年長児を対象としたフッ化洗口を実施している。また小中学校 でもフッ化洗口事業を実施している。	3歳健診におけるむし歯有病 者率26.5% （H28.3月末現在）	3歳児健診におけるむし歯有病者率は、全国平均・県 平均より高い状況にある。家庭でのブラッシングや 仕上げ磨きの習慣化、フッ化物利用の習慣化によ り、幼児期のむし歯有病者率の減少及び学齢期の永 久むし歯有病者率の減少を目指す。	29年度以降も同様の取り組みを実施して いく	3歳健診におけるむし歯有 病者率27% むし歯有病者率（永久歯） 小5年 28% 中3年 45%	健康づくり推進課
30	5	乳幼児期の事故防 止に関する啓発	乳幼児健康診査等の場を通じて、誤飲、転落、転倒、やけど 等、子どもの事故防止のための啓発等の取組を進めます。			乳幼児健診・相談事業を通し、発達段階に応じた事故防止の啓発 及び教育に取り組んでいる。		事故防止について、更に発生した時の対応について も啓発を強化していく必要がある。	29年度以降も同様の取り組みを実施して いく		健康づくり推進課
30	6	疾病や障がいの早 期発見・早期治 療・早期療育の推 進	医療機関との連携を図り、先天性代謝異常検査、各種乳幼児 健康診査、発達相談等により、疾病や障がいの早期発見・早 期治療・早期療育に努めます。			各種健診において、疾病の早期発見・治療のため精密券発行を 行っている（226件）。また、心理相談等により、専門機関等 を紹介し療育に結びつけている。 専門機関等との情報交換（産後うつ29件、未熟児・新生児33 件、療育88件、他市町47件）	療育センター事業実績 相談活動等 708件 訪問療育指導 89件 外来療育指導 29件 施設支援一般指導 98件	健診での精密券発行、また、心理相談後の医療機関 への情報提供により、疾病、障がいの早期発見に努 めている。発達障がいの早期発見、支援につい ては、3歳児健診後に明らかになってくることもあり、 保育所などとの連携が必要である。	今後も医療機関と連携を図り、同様の取 り組みを行う。 発達面においては、保育所等関係機関と も連携を図り、心理相談員による育児相 談を活用し、障がいの早期支援に努め る。		健康づくり推進課 障がい福祉係
			宇城地域療育センター事業	障がいのある子どもを持つ保護者等に対し、子どもの療育に関する悩みや不 安の軽減を図るため、訪問支援・外来支援・施設支援を行う。	保護者の相談や保健師等からの情報を受け、宇城地域療育セン ター事業での相談支援や県こども総合療育センターの受診を促 した。		各相談員もスキルの向上に努めているが、相談件 数が増加し、複雑化・長期化している傾向になる。 また、子ども本人だけでなく、その子を支える家族 や母親へのメンタル面への配慮が必要なケースが増 加しているため、福祉・医療・教育等の関係機関との 更なる連携が必要である。	保護者の相談や保健師等からの情報を 受け、宇城地域療育センターでの相談支 援やこども総合療育センターの受診を促 す。 平成32年度までに、児童発達支援セ ンターへの移行をめざし、委託先を選定 する。			

すこやか 宇城っ子 プラットフォーム 当ページ	No.	施策名	取組内容	関連事業名・取組 名	左記概要	29年度の実績 (進捗状況等)	29年度の実績 (実績値)	現状と課題	30年度から31年度の取 り組み内容	平成31年度目標 値	担当課
30	7	多様化する発達障 がいに対応できる 相談体制の整備	LD（学習障害）、ADHD（注意欠如多動症）、自閉症スペ クトラムなど、多様化する発達障がいに対応できる相談体制 の整備を図ります。			発達障がいに対する知識と理解を深めながら、困り感を持った保 護者等から児童発達支援事業等の児童発達支援事業の利用方法等 の相談に応じている。 また、必要に応じて宇城地域療育センターや県こども総合療育セ ンター、発達障がい者支援センターわつに繋いで相談対応して いる。		発達障がいに対する知識と理解は深まりつつある反 面、保護者や学校等から宇城地域療育センター等へ の相談や支援依頼が増加している。 身近な支援者（学校・保育園等）のスキルの向上に 努める必要がある。	発達障がいに対する知識と理解を深めな がら、困り感を持った保護者等からの児 童発達支援事業等の児童発達支援事業の 利用方法等の相談に応じる。 また、必要に応じて宇城地域療育セン ターや県こども総合療育センター、発達 障がい者支援センターわつに繋いで相 談対応する。		社会福祉課 障がい福祉係
				熊本県特別支援教育総合推進 事業（特別支援教育取組の方 向）	発達障がいを含め特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒の豊かな成 長、自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼 児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や 学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う。	昨年度に引き続き、巡回相談を行い、学校現場において多様化す る発達障がいに対応できる体制整備はできつつある。巡回相談の 活用を、数年積極的に促しており、28年度は3/9現在59件の巡回 相談があった。	28年度3/9現在59件	支援を要する児童生徒数が増加傾向にあり、年々相 談件数も増えている。特定の相談員に依頼が集まる 傾向にあり、相談員の分散化や学校教職員の能力 向上に努める。	今後も巡回相談員の活用を継続する。		教育総務課
30	8	小児救急医療体制 の充実	医師会等の協力により、いつでも小児科専門医の診察がうけ られるよう、休日・夜間救急医療体制の充実を図ります。			・医師会による休日当番医を開設 ・2カ月訪問時、熊本県小児救急電話相談を紹介し啓発した。		小児科医が地域の中で偏在している。また、夜間や 休日の医療体制はあるものの小児科医がいつも診て くれるとは限らない場合があり、熊本市まで行か なければならぬことがある。	29年度以降も同様の取り組みを実施して いく		健康づくり推進課
30	9	応急処置法の指 導・啓発	市民が正しい応急処置法を身に付けられるよう、消防署員に よる出前講座を実施するなど、応急処置法の指導・啓発に努 めず。			認可保育園全園が応急処置に関する研修会を受講、若しくは、保 育園等において消防署員を招きAED等の出前講座を実施した。		今後も職員全員に応急処置の対応ができるよう徹底 していく必要がある。	今後も実施していく。		こども福祉課 こども福祉係
31	10	保健センターや学 校における健康診 断等の推進	障がいの原因となる疾病や事故の予防・早期発見・治療のた め、妊婦・乳幼児・学校での健康診断を実施します。また、 学校と保健師との連携による実施により、子どもの頃からの 生活習慣予防に取り組めます。			次年度小学校に入学予定の子どもの就学時健康診断や、学校保健 安全法に基づき毎学年定期的に児童生徒の健康診断を行っている。	就学時健康診断：13小学校 健康診断：18小中学校	就学時検診は市が実施する事業であり、各小学校に 依頼して実施しているが、教育委員会からも状況確 認のため各学校を訪問している。	引き続き実施	全ての児童生徒への健康診 断の実施	教育総務課
						妊婦健康診査14回、4ヵ月、7ヵ月、1歳6ヵ月、2歳、3歳で 健診を実施している。子どもの頃から生活習慣確立に向け、保 育園・幼稚園・学校と連携をとりながら「早寝・早起き・朝こは ん」を中心とした推進を行っている。	平成28年(1月～12月) 低出生体重児(2500g未 滿)の割合 6.5% 極低出生体重児(1500g 未滿)の割合 0.2%	平成28年の低出生体重児は29人で、内2人が極低出 生体重(1500g未満)であった。低出生体重児に ついては、疾病のリスクは高く、将来的にも生活習 慣病等のリスクが高いと考えられるため、その予防 対策が必要である。	これまで同様、学校や保育所などの連 携をはかりながら生活習慣の確立を図る 取り組みを行うとともに、母子手帳交付 時などに妊娠期の母親の生活や、受診に 対しての指導、また乳幼児健診や相談等 では、児を含めた家族の生活習慣に対 し、指導を行っていく。	低出生体重児(2500g未 滿)の割合 6.0% うち、極低出生体重児 (1500g未満)の割合 1.0% 正期産にもかかわらず低出 生体重であった児 45.0% 乳児死亡 0人	健康づくり推進課
31	11	子どもの遊び場、 親子による交流・ 自然体験ができる 場の提供	公園や遊生広場など、子どもの遊び場の維持管理を図るとど もに、幼稚園、保育園、児童館等における各種行事などを通 じ、親子による交流・自然体験の場を提供し、親子の相互理 解やふれあいを促進します。			宇城市内63カ所(都市公園9、市立公園54)の公園施設のバトロール 及び専門業者による年1回の遊具点検を行い、危険度の高い遊具等の整 備を実施し、安全で快適な子どもの遊び場や自然体験の場として提供し た。		子どもにとって安全で楽しい遊び場を確保するた め、点検を行っている。特に遊具の利用における安 全確保及び点検を実施する。	宇城市内の公園施設のバトロール及び専 門業者による年1回の遊具点検を行い、 危険度の高い遊具等の整備を実施し、安 全で快適な子どもの遊び場や自然体験 の場として提供する。		都市整備課 都市計画係
						保育園等で、安心して子どもを生み育てることができる社会につ いて地域住民や関係者が参加して共に考える機会を提供し、老若 男女の地域住民の主体的な子育て支援活動、交流促進の場となる ことができた。食育等で親子の相互理解やふれあいを促進した。		更に地域住民や関係者の参加者を増やし、子ども子 育てに関する関心を持っていただく必要がある。	今後も引き続き行っていく。		こども福祉課 こども福祉係
31	12	地区自治公民館活 動の活性化	自治会活動や地区自治公民館活動においては、幅広い年齢層 の人たちが集う場所です。次代を担う子どもたちの体験活動 などを支援するためにも、地区自治公民館活動を積極的に支 援します。	自治公民館長研修会	地区自治公民館を拠点とした地域交流を推進するため、館長研修を開催す る。	地区自治公民館研修会を開催し、地域教育や地域の交流等を推進 する。	3月10日実施 参加人員67名	研修に参加をされていない行政区もあり、研修内容 に、活発に運営されている自治公民館の事例発表等 も入れており、自治公民館の活性化にもつながるこ とから、参加を促す。	現状を維持する。	参加者300人	生涯学習課(中央 公民館)
31	13	地域文化の伝承	地域に昔から伝わる遊びや行事、伝統芸能・技術などを子ど もたちに継承し、郷土愛を育むため、地域の関係者や団体と 連携して、子どもたちが体験できる機会の充実を図ります。	無し		各学校において、「総合的な学習の時間」の単元で「郷土に伝わ る伝統芸能」等の学習を行った。		各地域には伝承すべき文化・伝統等がある。時代を 担う子どもたちに、そのすばらしさを知ってもら うために今後とも地域の実態に応じて取り組んでい く。			教育総務課
				伝統文化芸能まつり	宇城市の宝である地域の伝統芸能を取り巻く環境は厳しいものであり、各地 で伝承されてきた民俗芸能を確実に継承していくために伝統文化芸能まつ りを開催する。	例年、地域に伝わる遊びや伝統行事を市民に知って頂くため、ま だ伝統文化継承団体の発表の場として、10月に伝統文化芸能まつ りを開催していたが、4月の熊本地震にて施設が被災し復旧工 事を優先したため開催できなかった。。	実績なし	後継者不足や各地域団体の高齢化が進み、本事業へ の参加団体が少なくなってきた。 高齢化が進む中、地域の伝統芸能保存団体の活動支 援していくと共に、子どもたちが興味を持ち、本業 へより多く参加できるよう内容を改める必要がある	地域に古くから伝わる遊びや年中行事、 伝統芸能・技術などを子どもたちに継承 し、郷土愛を育むため、地域の関係者や 団体と連携して、子どもたちが体験でき る機会の充実を図る。	伝統文化芸能団体 7団体参加 地域に伝わる民俗芸能 1 団体参加	文化課 文化振興係
32	14	ボランティア活動 の普及・促進	子どもたちの社会性や協調性、主体性を高めるため、子ども 自らが企画し実践する多様なボランティア活動を促進すると ともに、特に、中学・高校・大学生が子どもたちとふれあ えるボランティア活動の機会充実を図ります。	①児童通学合宿 ②宇城っ子のつどい	①公民館等の施設を利用した集団合宿のメニューにボランティアを盛り込 む。 ②児童の野外体験活動の班別リーダーとして、児童の指導に当たる。	5小学校で児童通学合宿の実施を計画していたが、熊本地震災害 のため、青海小、松合小の2校での実施となった。大学専門学校 生4人のボランティア参加となった。 宇城っ子のつどい事業には、高校生ボランティアが7人、中学生 ボランティアが9人参加し、該早青少年自然の家で2泊3日の日 程で、野外活動や研修会におけるリーダーとして活動した。	①児童通学合宿②校実施 ボランティア大学生等4 人、高校生0人(参加児童3 3人) ②宇城っ子のつどい ボランティア高校生7人、 中学生9人(参加児童48人)	中学生、高校生の参加希望者も多い。事前のリー ダー研修開催を検討する必要がある。	基本的な事業内容は現状を維持するが、 リーダー育成に現状より時間を割く。	①5校実施 参加児童125 人 ②高校生20人 中学生10 人	生涯学習課
32	15	食に関する生涯学 習の場の提供	思春期の健康管理と将来の生活習慣病予防等、食の重要性に 鑑み、「食」に関し学び考える生涯学習の場を提供していき ます。	親子料理づくり教室等	青少年地区民会諸家庭部会による親子や家族との料理づくり教室	料理教室を、三角町、不知火町の2地区で開催した。地域の大人 の指導のもと、食事づくりを行うことで、食事づくりの苦労や大 変さを学ぶとともに、食の大切さを学ぶことができた 料理教室の他、2小学校区で実施した児童通学合宿においても、 食事づくり体験ができた。	料理教室を、三角町、不知 火町の2地区で開催。 合計参加人数、約80人。	熊本地震のため、計画通りに開催できなかったもの がある。また、財政的に、事業拡大が困難になっ てきている 今後は、参加者の一部費用負担を検討する必要がある	事業内容については現状を維持する。	全地区開催	生涯学習課
32	16	外食等栄養成分表 示の普及啓発	ふたんからバランスのよい食事を心がけられるよう、外食等 栄養成分表示の普及啓発を推進します。			熊本県が実施している「健康づくり応援店事業(栄養成分表示や ヘルシーメニューの提供など)」等への協力を通して外食等栄養 成分表示の普及啓発を行っている。 母子手帳交付、母子健診等では栄養成分表示の見方を伝え、確認 する習慣をつけるよう周知している。		食品表示法が12/4月から施行され、栄養成分表示 が義務化になったため、食品企業等表示を勧めている。 。	今後も県の事業に協力していく。	今後、市民アンケートを実施 しないので左記指標は使 えないと思います。	健康づくり推進課
32～33	17	余暇活動の推進	単なる休養やストレスコントロールのための余暇活動とい うにとどまらず、各自の目的に応じ、自己の可能性を試し、新 しい自分を発見する場としての余暇活動の推進を図ります。	公民館講座	余暇活動の推進のため、講座を公民館等施設で開催する。	各公民館(5館)御く女性の家、インタストリアル研修館などで 57の主権講座、また子どもの楽校・親子講座などを開催して自 己の可能性を試し、新しい自分を発見する場としての余暇活動の 推進を図った。	講座数57講座 2校実施	講座がマンネリ化してきているので新規講座を開 講する。広報紙による募集だけでなく、ホームペ ージ、ライン等の募集を検討する。	現状を維持する。	講座数60講座	生涯学習課(中央 公民館)
33	18	喫煙・飲酒・薬物 乱用防止	未成年者の喫煙・飲酒・薬物乱用を防止するため、それらの 健康への影響について正しい情報提供と啓発を行います。			子どもの育ちの環境改善に向け、母子健康手帳交付時や各種健康 診査・健康相談・健康教育事業を通じ、保護者の喫煙が子どもに 与える影響等の情報提供と禁煙に向けた保健指導を行っている。	妊娠中に喫煙する人の割合 →1.99% 妊娠中に家族が喫煙してい る人の割合→58.0% 妊娠中に飲酒する人の割合 →1.49%	喫煙を継続する妊婦は、妊娠中のタバコの害は理解 し喫煙本数は減らせるが、喫煙継続まで至らない という現状がある。同居家族の喫煙率は58.0%と多 く、今後も妊婦と家族双方に対して、たばこの害等 について積極的に周知していく必要がある。	29年度以降も同様の取り組みを実施して いく		健康づくり推進課
33	19	情報機器に对应す る使用ルールづく りの普及啓発	「ゲイタイ」、「スマートフォン」、「タブレット」などイ ンターネットを活用した情報送受信機器などによる被害を防 止するため、使用する側の危機意識と、情報を発信する場合 の管理意識について、常識的な判断と道徳性を重視した内容 の提供ができるよう、PTAとともに「くまもと携帯電話・ スマートフォンの利用5か条」等を活用した使用ルールづく りの普及啓発を推進します。			公民館講座で「スマートフォン講座」を開校した。高齢者の参加 者が多数であった。また、青少年育成三角地区民会議では教育懇 談会で、「ネット情報とSNSの危険性」と題した講演を行い て熊本県警のサイバー犯罪担当者の講話を開催した。	公民館講座数2回 教育懇談会1回	公民館講座では、比較的、高齢者の参加が多く、初 歩的機械操作の注意周知した。教育懇談会では、子 育て世代の参加者が多く、携帯電話やスマホ、イン ターネットに潜む危険について、家族で話し合う機 会を設けるよう啓発に努める。	現状を維持する。		生涯学習課
						児童生徒の情報送受信機器の使用状況を把握し、各学校において 情報モラル教育をはじめ、機器を適切に使用するための指導を 行った。					教育総務課
33	20	子どもの自立促進 に向けた教育の充 実	子どもが社会の仕組みを知り、将来、社会の一員としての責 任と自覚をもって自立できるよう、家庭や地域とも連携をと りながら、「生きる力」を育む教育の充実を図ります。	【生涯学習課】 児童通学合宿	【生涯学習課】 地域住民による実行委員会組織を設置し、公民館等の施設を利用した集団合 宿を行う。	【生涯学習課】 2小学校区(青海・松合)で実施した。	【生涯学習課】 参加児童33人	【生涯学習課】 事業実施方法では、5小学校区での実施が限界と考 えられる。事業継続のためには、実施方法の改善が 必要。	【生涯学習課】 実施方法の改善を検討する。	【生涯学習課】 5校実施 参加児童150人	生涯学習課
				無し		各学校において、子どもたちの「生きる力」を育む教育課程を編 成し、学校と家庭、地域と連携を取りながら教育の充実を図 った。 総合的な学習の時間等を利用して、子どもたちの「生きる力」を 育むため、福祉やボランティア、環境等に関する学習に取り組 んだ。		相手や周りの人々の気持ちを思いやり、自分にでき ることを見つけ奉仕する実践力を育てる学習を続け たい。			教育総務課

すこやか 宇都っ子 プラン 当ページ	No.	施策名	取組内容	関連事業名・取組 名	左記概要	29年度の実績 (進捗状況等)	29年度の実績 (実績値)	現状と課題	30年度から31年度の取 り組み内容	平成31年度目標 値	担当課
34	1	教育内容の充実	児童・生徒の学力の実態を把握し、その結果を学習指導の工夫・改善に生かし、きめ細かな指導を行うことにより、児童・生徒の確かな学力の向上を図ります。	「ゆうちゃレンジ」の活用	学習指導要領の目的実現に向け、基礎基本の定着、知識や技能の到達度、自ら学ぶ意欲や思考・判断力及び表現力の到達度を客観的に把握できる評価問題として県が独自に開発。この結果を学習指導の工夫・改善に生かし、児童生徒の学力向上を図る。更に学校教育審議員を派遣し、教員の指導力向上を図る。	「全国学力・学習状況調査」、「熊本県学力調査（ゆうちゃレンジ）」等を活用して、知識や技能の到達度、意欲や思考・判断力、表現力等の到達度を客観的に把握し、指導材料として活用した。さらに、宇城市全体の結果を校長会や教頭会で共有し、それぞれの小・中学校の課題を検証し改善を図った。	「全国学力・学習状況調査」「熊本県学力調査（ゆうちゃレンジ）」実施校18校。学校教育審議員派遣校18校。	知識や技能の到達度、意欲や思考・判断力、表現力等の到達度を高めるため、教員の指導方法等について学校教育審議員を派遣している。しかし、指導主事が他市に比べ少ないため常時の指導体制に欠けている。	今後も継続して行つたが、指導主事の複数確保をお願いしていく。	ゆうちゃレンジ 実施校：18校 教育審議員派遣 指導主事による指導：18校	教育総務課
34	2	社会体験的な学習 機会の拡充	国際理解、情報、環境、福祉・健康等の今日の課題について、体験的な学習機会を拡充するなど、「生きる力」の育成を図ります。	無し		本市中学生の海外ホームステイを中心とした国際交流事業を進めるため、ホームステイ国の教育事情視察及び研修を実施した。8月5日～8月9日 シンガポール研修（派遣生徒10）を行った。例年11月にシンガポールから教員3人と生徒10人が宇城市を訪問していましたが、今年は熊本地震により中止となった。	シンガポール派遣生徒10人	国際交流事業による異文化交流や体験を通じて、将来、国際的な舞台で活躍できる子どもたちの育成に繋がる。 総合的な学習の時間等を活用し、社会体験的な学習を行い、「生きる力」の育成を図っている。	国際交流事業は今後も継続して実施する。 総合的な学習の時間等を活用した社会体験学習も「生きる力」を育む学習として継続して実施する。		教育総務課
34～35	3	学校図書館の充実 と活用の促進	学校では、読み聞かせや本の紹介などにより、児童・生徒の興味・関心を喚起し、読書習慣の形成を目指すとともに、学校図書館等の積極的な活用を促し、読書活動の質・量の充実を図ります。また、ゆとりのある快適な読書スペースの確保など学校図書館等の環境を整備するとともに、各学校における読書環境の整備に努めます。	無し		読み聞かせや本の紹介などにより、児童・生徒に興味・関心を喚起して学校図書館等の積極的な活用を促し、読書活動の質・量の充実を図った。		図書館の充足率は各校まちまちだが、限られた予算の中で計画的に購入している。	年間貸出冊数を掲げ、図書館利及び読書活動の推進を図っていく。		教育総務課
35	4	児童会や生徒会活動等の充実	児童・生徒が相互に協力し、よりよい学校生活を築く自主的・実践的な態度を育成するため、全小・中学校において児童会・生徒会や各種委員会活動に適切な時間を充て、児童会・生徒会活動等の充実を図ります。	無し		児童・生徒の自主的な態度を育成するため、各学校において、学校版環境ISO活動等を児童会・生徒会主体の活動とするなどして、実践的な活動を実施した。	全18校とも児童会・生徒会活動等の充実が図られている。	各校児童会・生徒会とも自主的な活動や実践ができつつある。	引き続き児童・生徒の自主性の育成を図るため、児童会・生徒会主体の活動に取り組む。		教育総務課
35	5	子ども一人ひとりに 応じたきめ細かな指導の充実	子どもが、社会の変化の中で主体的に生きていくため、知識・技能はもとより、学ぶ意欲、思考力、表現力、問題解決能力等までを含めた確かな学力を身に付けることができるよう、以下の項目の充実に努めます。 ・教職員や保育者の研修の実施 ・少人数指導やティーム・ティーチングの実施 ・助成の視点に立った生徒指導や進路指導の実施	無し		毎週水曜日に、各学校において教職員全員の校内研修を行い指導力向上に努めた。特に算数・数学において習熟度別少人数指導等を取り入れている。また、複式学級のある小規模校には、非常勤講師を配置し、きめ細かい指導を行った。		学校における課題等を、全教職員で共通理解し共通実践することができているところと、そうでないところがある。	校内研修だけでなく、長期休業中の補習、休み時間や放課後等の補充学習を活用しながら課題解決や一人一人に応じた学力向上につなげる。		教育総務課
35	6	ゲストティー チャーの活用による 学校教育の活性化	学校という枠を超えて、子どもたちが積極的に入と関わりを持つことにより、視野を広げ、自分の生き方を幅広く深く考えるきっかけとなるよう、引き続き外部講師の積極的な招聘に努めます。さらに、就学前の保育園・幼稚園・児童館や子育てサークル活動などにも、外部講師を招くよう、働きかけていきます。	無し		地域の人材を活用した、道徳の時間や総合的な学習の時間及び学校行事を行い、子どもたちが学校関係者以外の方と交流を持つことにより、視野を広げるきっかけを作っている。		全校地域とつながりが大切との認識があり、道徳や総合的な学習等において、子どもたちは貴重な学習、知識の習得ができている。	大切にしていきたい教育であり、今後も継続する。		教育総務課
36	7	安全で安心な学校 施設の整備	学校施設は、児童・生徒が一日の大半を過ごす生活の場であり、快適な環境のもと学習することができるよう、学校間のバランスも考慮して計画的な整備を行います。	・防災機能強化事業 ・水泳プール改築事業 ・大規模改修事業	・防災機能強化のための大井材及び照明器具等の非構造部材の落下防止工事 ・昭和40年代建設の水泳プールの改築 ・屋内運動場及び校舎の大規模改造	平成25年度において、耐震診断未実施の建物が判明したため耐震二次診断を実施し、耐震性能を満足したことから耐震化率が100%となった。 屋内運動場等の非構造部材（吊り天井、照明、壁等落下危険物）の改修工事（大規模修繕含む）を11校実施した。 残り1校については熊本地震による災害復旧工事と合せて29年度実施する。	①耐震改修状況 ・第2次診断実施率100% ・耐震化率100% ②屋内運動場等の非構造部材耐震対策実施率95.7%(22/23施設)	市内には中学校5校、小学校13校があるが、建築年数からその環境には大きな差が生じている。そのため、教育環境の均衡と施設の安全を確保するため長寿化対策を検討している。 補助金を活用して計画的に整備を図りたいが、国の公立学校整備費の縮小が予想される。	熊本地震により被害を受けた学校教育施設の早期復旧を目指す。	屋内運動場等の非構造部材耐震対策実施率100%	教育総務課
36	8	幼稚園・保育園と 小学校との連携	幼稚園・保育園間、小学校・中学校間の連携を密にし、相互の課題について共通理解を深めることで、連続・進学時の円滑な移行を図ります。 また、中学校区ごとに、幼保小中連携プログラムを作成し、小1プロブレム・中1ギャップ等の解消に努めます。			新保育指針で位置付けられた、保育所児童保育要録を充実し、綿密な連携を図っている。		更なる連携を図る必要がある。	今後も引き続き行っていく。		こども福祉課 こども福祉係
						授業参観・学校訪問など実施し、次年度小学校入学予定の幼児の情報を幼稚園・保育園から小学校へ提供することにより共通理解を図った。 また、中学校区ごとに、幼保小中連携プログラムを作成し、小1プロブレム、中1ギャップ等の解消に努めた。		課題を発見した場合の保護者への伝え方が難しい。 教職員の能力向上が求められる。	引き続き実施		教育総務課
36	9	子どもの職業体験 機会の充実	子どもたちの就労観を高め、技能の大切さを体感できるよう、地域の理解を求めながら様々な職業体験の機会の確保に努めます。	無し		小学校では、13校5年を対象に実施。教科学習や社会見学の中で働く現場を見ることで、社会の一員として、仕事をすることの喜びややりがいまた親への感謝について学びとった。中学校では、5校各学年で就労観を高めるための体験学習を行った。	全18校において取り組まれている。	小学校では、教科学習や社会見学の中で働く現場を見ることで、社会の一員として、仕事をするものの状態ややりがいまた親への感謝について学びとった。中学校では、職場体験等を通して、実際に職業の現場を直に感じとり、働く人々と接するなどの体験を行った。	各校の創意と工夫を凝らし引き続き実施する・		教育総務課
36	10	交流学习等の推進	障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒との交流学习や共同学習を積極的に推進し、その相互理解を促進します。			交流学习により、特別支援学級に在籍している児童・生徒の中で、通常学級での学習が可能な教科、科目については、なるべく通常学級で授業を受けるなど、日常的に相互理解が出来る環境を作るよう努めた。		特別支援学級に在籍する児童生徒の個別支援計画に基づいた学習指導はできている。但し、一人一人の状態が違つたため、在籍児童生徒数が多い学級では、担任だけでは十分な指導が困難である。	特別支援教育支援員（生活支援員・学習支援員）の増員確保に努める。		教育総務課
37	11	児童生徒のスポーツ 環境の充実	地域との連携を築め、優れたスポーツ指導者のもと部活動をはじめとするスポーツ活動を充実させるとともに、学校におけるスポーツ環境全般の充実を図ります。	①小中学校部活動補助金 ②児童生徒の体育大会等参加費用補助金	①児童生徒の心身の育成のため部活動に対し補助を行う。 ②大会出場の際に、大会規模に応じた補助を行う。	宇城市内の小中学校の部活動参加人数数に応じて、部活動補助金を交付するとともに、部活動大会出場に際し大会種に応じて出場補助金を交付した。	小中学校部活動参加人数数：2,432名 補助金交付大会：35件（小中合せ）	今後小学校においては、部活動の社会体育への移行に伴い、学校とのつながりの希薄化が懸念される。	指導者の確保（指導者バンクの設立） 小学校校内委員会にて社会体育移行を協議	平成31年度小学校運動部活動 社会体育移行	教育総務課 スポーツ振興課
37	12	性教育等の充実	小学校では、発達段階に応じた指導計画を立案し、体育科や総合的な学習の時間の中で、生命の大切さ・尊さを理解する教育を実践し、自他の生命の大切さに気づき、適切な行動がとれるよう指導の充実に努めます。 また、中学校・高等学校では、保健体育科・家庭科や保健師等による出前講座で、人間の性に対する基礎的・基本的なことを正しく理解させ、自己の性に対する認識をより確かにさせるとともに、望まない妊娠や性感染症を防ぐための正しい知識の習得など、性教育の充実を図ります。 さらに、インターネット上の有害情報やリベンジボルノなどの性的被害から子どもを守るため、子どものメディアへの過度な依存による弊害について啓発し、情報モラル教育の充実を図ります。			学校保健年間計画に性教育を位置づけ、各学校において計画的に指導を行った。また、性に関する教育を実施するにあたり、小学校13校、中学校5校において、アンケート調査を行い、児童生徒の意識・行動の実態把握を行っている。さらに、保護者の理解や協力を得るために、授業参観などの公開授業に取り入れ啓発を図った。		家庭での取り組みも重要になるので、保護者の意識向上を一番図っていく必要がある。	引き続き実施		教育総務課
37	13	性感染症の情報提供 と予防の啓発	性感染症（性的接触によって感染する病気）の危険性や感染の実態に関する情報提供と感染予防の啓発に努めます。	無し		パンフレット等により情報提供し、保健や道徳等の授業において予防啓発を行った。		家庭教育取り組みも重要になるので、保護者の意識向上を一番図っていく必要がある。	今後底中高各学年に応じた学習を取り組む。		教育総務課
38	14	命の大切さや家庭 の役割などについて の理解	女性の社会進出による、男性の育児参画や男女協働のパートナーシップによる夫婦の連携の大切さや性を理解できる教育内容の充実を図ります。	無し		固定的な性別役割分担意識の改善を図る教育に取り組んだ。		校内研修を通じて、皆が相互理解を図り、その中で教職員自身がジェンダーの視点に立った教育を推進した。	継続的取り組みを行う		教育総務課
38	15	小・中学生と乳幼児 のふれあい体験	小・中学生が、子どもを生み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解するために、保育園、幼稚園、乳幼児健診の場等を活用し、乳幼児とふれあう機会を広げます。	無し		体験学習により、子どもたちと触れ合うことで正しい保育観を養った。		子どもを生み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解するために、保育園、幼稚園等における職場体験を活用し、幼児とふれあう機会を広げた。	今後も「心の教育」の一員として捉え取り組みたい。		教育総務課
38	16	健康診断・体力測定 結果の活用	子ども自ら、自己の身体や健康の状態を把握・確認しながら健康管理ができるよう、健康診断・体力測定結果の活用を図ります。	無し		学校保健安全法に基づき、各学校毎に健康診断等を行った。また、市内の全小中学校でう歯予防のためフッ化物洗口に取り組んだ。		28年度から学校保健安全法施行規則が改正になり成長曲線を活用することになった。各学校でデータ処理などの作業が必要となり負担増となっている。	継続して実施する		教育総務課

すこやか 子育て 応援 当ページ	No.	施策名	取組内容	関連事業名・取組 名	左記概要	29年度の実績 (進捗状況等)	29年度の実績 (実績値)	現状と課題	30年度から31年度の取 り組み内容	平成31年度目標 値	担当課
38	17	健康教育の充実	薬物乱用防止や命の大切さ、性を尊重する正しい知識などを身につけさせるため健康教育を推進します。また、自らの問題として受け止められるように、身近な事例を取り入れた内容にするなど、生涯にわたる心身の健康保持・増進に必要な知識や、適切な生活習慣等を十分理解できるよう教育内容の充実を図ります。 小学校の体育科、中学校の保健体育科における保健学習や関連教科、学級活動・ホームルーム活動を中心とした保健指導を充実させ、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎を培うとともに、薬物乱用・飲酒喫煙防止教育等、小学校からの段階的な健康教育の充実を図ります。			健康教育については、日常的に指導を行い、薬物乱用・飲酒喫煙防止教育等を計画的に行った。		家庭教育取り組みも重要になるので、保護者の意識向上を一層図っていく必要がある。	継続して実施する		教育総務課
39	1	障がい児理解のための啓発	障がい児や障がい児がいる家庭を幅広く見守り、支援するための地域づくりを実現するため、多様化する障がいと障がい児に対する理解を深めるための啓発を行います。			宇城地域支援パンフレットの支援情報の見直しを行い啓発した。また、夏休み期間中、支援学校や事業所で障がいのある児童生徒と一緒に活動する「タイムケア事業」のボランティアスタッフを募集し、一緒に遊び触れ合うことで、障がいや障がい児に対する理解を図るための啓発を行った。	ボランティア参加者 37人	夏休み期間中のタイムケアサービス事業では、これから福祉関係を目指す高校生や大学生等のボランティアスタッフが参加することで、障がいや障がい児の理解を深めることができた。 今後は、もっとボランティアスタッフの参加を増やすため、福祉関係の学校や専門学校等への呼びかけを行う必要がある。	宇城地域支援パンフレットの支援情報を適宜見直しを行い啓発する。 また、夏休み期間中、特別支援学校等で障がいのある児童生徒と一緒に活動する「タイムケア事業」のボランティアスタッフを募集し、一緒に遊び触れ合い、障がいや障がい児に対する理解を深める場の提供を行う。		社会福祉課 障がい福祉係
39～40	2	療育体制の整備・充実	障がいの早期発見から早期療育への迅速な対応を図り、障がい児ができるだけ早い段階で適切な支援を受けられるよう、医療、教育、行政等の障がい児に関わる各関係機関との情報の共有化や連携を図りながら療育体制を整備します。	宇城地域療育センター事業	障がいのある子どもを持つ保護者等に対し、子どもの療育に関する悩みや不安の軽減を図るため、訪問支援・外来支援・施設支援を行う。	宇城地域療育センターを中心に県こども総合療育センターや発達障がい者支援センター等と連携を取り相談支援、訪問支援を行った。宇城地域特別支援連携協議会及び宇城地域療育ネットワーク会議において障がい児の支援体制を推進した。		発達障がいに対する知識と理解は深まりつつある反面、保護者や学校等から宇城地域療育センター等への相談が増加し、複雑化・長期化する傾向にある。身近な支援者（学校・保育園等）のスキルの向上が必要である。	宇城地域療育センターを中心に県こども総合療育センターや発達障がい者支援センター等と連携を取り相談支援、訪問支援を行った。宇城地域特別支援連携協議会及び宇城地域療育ネットワーク会議において障がい児の支援体制を推進する。		社会福祉課 障がい福祉係
						支援が必要と思われる児童・生徒については、「こども総合療育センター」「宇城地域療育センター」等と連携を取り、また、巡回相談等を活用して情報を収集し、迅速に情報を各学校や保護者に提供して適切な支援体制がとれるよう努めた。		支援を要する児童生徒は増加傾向にある中、療育機関への相談・受診及び巡回相談はかなりの期間順着を待たなくてはならない。	今後も継続する。療育機関と連携を取り、円滑に受診等動められるよう、情報収集、提供を行う。		教育総務課
40	3	障がい児保育等の充実	障がいのある子どもが生まれ育った地域の、保育園、幼稚園で保育が受けられるよう、可能な限り保護者の望む保育園、幼稚園での受け入れを行うよう努めるとともに、子どもの心身の状況の正確な把握に努め、子どもの発達を促進されるよう保育内容の充実を図ります。	障がい児保育事業		障がい児等の受入体制については、宇城市管内2カ所すべての認可保育園及び2園の認定こども園で取組んでいる。子どもの心身の正確な状況把握については、保護者及び関係機関と十分に連携し、子どもの充実した集団生活や発達促進に努めている。		すべての認可保育園及び認定こども園が障がい児等の受入体制をおこなっているが、園の定員状況等によっては、必ずしも入所できる状況ではない。	今後も継続して障がい児等の受入体制を強化しておこなっていく。		こども福祉課 こども福祉係
						特別支援教育連携協議会に、幼稚園、保育園の先生方にもコーディネーターとして参加していただき、支援を必要とする子どもたちについて、共通理解を持ってもらい、連携した協力体制が整備された。		各種部会との日程調整が難しい。今後、認定保育園への移行に伴い、幼稚園、保育所との位置関係を明確にした体制整備、学童クラブの参加を推進したい。	今後も継続をする。		教育総務課
40	4	療育・教育相談・就学指導体制の充実	多様な教育相談に対応できる体制を整えるとともに、障がい児個々の実態に即して就学を進めるため、本人、保護者の意向を尊重しながら適切な就学指導に努めます。	宇城地域特別支援連携協議会（教育相談会）	特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒の育児や就学・進学、学習等について、必要な支援を行うため、個々の子どもの教育的ニーズに応じて、保護者・保育士・教員等に対し専門的な助言を行う。	5地区の特別支援連携協議会において、幼・保、小、中の先生方や保健師等の専門的な方々と事例検討をし、支援が必要な児童・生徒の適切な支援方法等について、研修を行った。また、あらゆる障がいのある方に対して、保護者や関係者が連携し、生涯にわたって一貫した支援を行うことを目的とした「よかとこファイル」を運用した。		熊本地震により、宇城地域特別支援連携協議会（教育相談会）は中止となった。	特別支援教育連携協議会を中心に、今後も療育・教育相談・就学指導体制の充実を継続する。		教育総務課
40	5	療育・教育相談・就学指導に関する広報の充実	障がい児を抱える保護者の精神的な不安を緩和し、できる限り早い時期に相談を受けられるよう、障がい児に関わる療育・教育相談や就学指導等について分かりやすく説明したパンフレット等を作成、配布し周知に努めます。			宇城地域特別支援連携協議会及び宇城地域療育ネットワーク会議において、「宇城地域支援パンフレット」を作成し、県・市のホームページに掲載するとともに、学校を通して配布し周知を行った。		熊本地震により、宇城地域特別支援連携協議会が計画していた教育相談会が実施できなかった。担当課として常時教育相談を受けれる体制を整備していきたい。	県主催の教育相談は今後も継続していただきたい。そのためにあらゆる情報を提供していきたい。		教育総務課
41	6	障がい児に対する教育支援体制の整備	学校における特別支援学級の設置充実を図ります。また、特別支援教育に携わる教員などの資質向上を図ります。	宇城市特別支援教育総合推進事業	宇城市における特別支援教育を一層推進するため、宇城市特別支援教育連携協議会を設置し、教育・医療・保健・福祉・労働等の関係機関と連携を図り、宇城市及び各地区における支援体制を構築するとともに、特別支援教育に係る教員等の専門性の向上と関係者への理解・啓発を図る。	宇城市特別支援連携協議会により、地区連携協議会及び校種別研修会を実施し支援体制の整備を図った。	連携協議会、実務担当者会議、地区別研修会、校種別研修会	支援を必要とする児童生徒は増加傾向にあり、支援員の必要性（要望）はますます高まっている。	ニーズに対応できる支援体制の整備に取り組んでいく。		教育総務課
41	7	障がい児教育の充実	障がい児一人ひとりの状態に応じたきめ細かな対応ができるよう、関係機関や関係者との連携を深め、適切な教育的支援を行います。また、特別支援学級担当者の研修等を一層充実させ、LD（学習障害）、ADHD（注意欠如多動症）、自閉症スペクトラムなど、障がい種別の多様化や質的な複雑化に対応できる体制を充実させるとともに、全教職員に対して障がい児教育に関する学習会・研修会等への参加を促進します。	研修実施	市内幼稚園、保育所、小中学校、高校のコーディネーターを始めとする特別支援教育に関わる担当者への知識の向上を図るための研修等の実施	特別支援教育連携協議会により、地区別研修会及び幼保小中高各部会で、言語聴覚士、作業療法士、大学進教授等専門的見知からの講話を実施し、専門的な知識の習得を行った。	市内幼稚園、保育所、小中学校、高校のコーディネーターをはじめとする特別支援教育に関わる担当者への知識の向上を図るための研修等の実施	左記研修を実施するとともに巡回相談を活用し校内研修時でも専門的知識の習得を行った。特別支援教育の重要性は浸透してきている。	支援を要する子どもは年々増加傾向にある中、連携協議会の各事業を活用し、教職員を始めとする担当者の専門石知識の向上を図るため、今後も取り組みたい。		教育総務課
41～42	8	在宅心身障がい児に対する支援の充実	心身障がい児に対するホームヘルプサービス、タイサービス、ショートステイ等在宅福祉サービスの充実及び相談支援事業の充実を図ります。	1.児童発達支援事業 2.日中一時支援事業	1.日常生活における基本的な動作の指導、知識事業の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行う。 2.害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び日常介護している家族の一時的な負担軽減を図る。	在宅障害児及びその家族のニーズに基づき、障害児通所支援、日中一時支援事業等が身近な地域で質の高い支援を受けられるようサービスの提供に努めた。	【障害児通所支援】 児童発達支援 97人 医療型児童発達支援 3人 放課後等デイサービス 109人 保育所等訪問支援 40人 日中一時支援事業 28人	平成28年度に市内に児童発達支援事業所1カ所、放課後等デイサービス事業所が1カ所開設され、早期療育につながった。 また、平成28年度も指定特定相談支援事業所が1カ所開設したことで、計画相談もスムーズの行うことができた。適切なサービスを受けられることができるよう、モニタリングの強化が必要である。	在宅障害児及びその家族のニーズに基づき、障害児通所支援、日中一時支援事業等が身近な地域で質の高い支援を受けられるようサービスの提供に努める。宇城圏域内の各事業所職員のスキル向上を目的に、定期的な研修会を開催する。		社会福祉課 障がい福祉係
42	9	障がい児とその家族に対する支援	心身障がい児やその監護者、養育者に対し、各種手当の支給、医療費の助成を行うとともに、補装具の交付・修理、日常生活用具の給付を通して生活支援を行います。また、特別支援学級に在籍する児童生徒への特別支援教育就学奨励費の支給など、経済的な支援を行います。 発達障がいを含めた、障がいのある子どもに対する適切な支援のために、保護者やいろいろな人となつがって、育ちの中で一貫した支援が行われるよう相談支援ファイル「よかとこファイル」を保護者にお渡しします。	相談支援ファイル「よかとこファイル」の活用	子どものことを知ってほしい時に、関係者（医療・保健・福祉・労働・保育、教育関係者等）に見せ、情報を共有するのに活用し役立てていただくため、保護者にお渡しする。	「障がい福祉のしおり」や広報を通じ、各種手当や助成制度を周知し、障がい児やその家族の生活支援を行った。		身体障害者手帳や療育手帳等の交付の際に、手当など各種サービス等の説明を行っている。母子手帳発行日以外の届け出（個別発行）数も本行と支所を含め、だれが窓口で対応しても、説明不足がないように研修会等を通して職員のスキルの向上を努める必要がある。	「障がい福祉のしおり」や広報を通じ、各種手当や助成制度を周知し、障がい児やその家族の生活支援を行う。		社会福祉課 障がい福祉係
						経済的に厳しい家庭、要保護・要要保護児童生徒への就学援助の支給及び、特別支援教育就学奨励費の支給を行った。		就学援助は、経済的理由によって、扶助するものであるが、年々増加傾向にある。また、特別支援教育就学奨励費についても、支援学級在籍数が年々増加しているため、対象が増加している。	現状維持		教育総務課
42	10	学童保育所における障がい児の受入の充実	地域の学童保育所においても障がい児の受け入れができるように、要望に応じた施設改修・支援員研修会等の実施等受入体制を充実していきます。	放課後児童健全育成事業		宇城市管内15カ所の学童保育所の内、12カ所で30人を受け入れた。指導員は、障がい児保育等の研修会に積極的に参加するよう促した。（最低1人の参加を要請した。）今後も受入体制を整えていく。		障がい児を受入れる学童保育所には、研修等を要請した指導員を配置しているが、対応に苦慮している学童が多い。指導員の増員等関係機関及び運営主体と協議し、早急な対応が必要である。	今後も国や県等が主催する障がい児についての研修会に積極的に参加してもらうよう促す。また、関係部署と協議し、障がい児への対応方法等の周知を図る。		こども福祉課 こども福祉係
44	1	妊婦・出産に関する正しい知識の普及・啓発	妊婦期から夫婦とともに協力しあひながら妊娠中を順調に過ごし、安心して出産に望めるよう、妊婦・出産に関する正しい知識の普及・啓発を行います。	妊婦保健指導	妊婦に対し、妊娠・出産に対する正しい知識の普及・啓発を行う。	すべての妊婦に対し、母子手帳交付時の個別面談を実施している。出産までの母体変化と胎児の発育過程を確認しながら、食事や産科保健も含めた保健指導ができています。第1子届出の妊婦に対しては、父親用の育児手帳を発行し、早期からの父親の育児協力を促している。	妊婦健診受診実人員・・・653件 妊婦健診受診処人員・・・4,499件 (H29.2月末)	母子手帳発行時の妊婦への個別面談率は100%である。母子手帳発行日以外の届け出（個別発行）数も依然多いが、出産・育児支援の第一歩としての大事な機会ととらえ、今後も集団と個別の両方法での母子手帳発行を継続していく。	29年度以降も同様の取り組みを実施していく	妊婦中に喫煙する人の割合→0% 妊婦中に家族が喫煙している人の割合→40% 妊婦中に飲酒する人の割合→0%	健康づくり推進課
44	2	母子健康手帳の早期交付	妊婦11週までに母子健康手帳の交付と面接相談を行えるよう、早期の妊婦届提出を呼びかけます。	妊婦保健指導	母子健康手帳交付などにおいて、妊婦に対し、保健指導を行う。	妊婦健康診査受診券の14回分発行に伴い、妊婦早期の届け出率（11週以下）は90.8%。医療機関との連携により早期の妊婦届出が定着しつつある。		母子手帳の早期交付が定着し、妊婦28週（8か月）以降の届け出数は1件だった。妊婦届出の遅延は、母体や胎児の異常が見逃されやすく母子双方にとってリスクが大きくなるため、こうしたケースが生じた背景を随時把握し、今後の防止策に反映させていくことが課題である。	29年度以降も同様の取り組みを実施していく	妊婦11週以下での妊婦の届け出率→95%	健康づくり推進課

すこやか 子育て プラン 当ページ	No.	施策名	取組内容	関連事業名・取組 名	左記概要	29年度の実績 (進捗状況等)	29年度の実績 (実績値)	現状と課題	30年度から31年度の取 り組み内容	平成31年度目標 値	担当課
44	3	妊産婦訪問指導の 充実	既往妊婦時に異常のあった妊産婦等、個別の支援を要するハイリスク妊産婦や出産に不安を抱いている妊婦に対する訪問指導を充実し、安全・安心な妊娠・出産の確保を図ります。	妊婦保健指導	妊婦に対し、妊娠・出産に対する正しい知識の普及・啓発を行う。（母子保健における評価指標）	母子手帳発行時の個別面談により、ハイリスク妊産婦として支援が必要と判断した際には、担当地区保健師へ繋げる他、必要な関係機関（児童センター等）との連携を図り対応している。電話や来所による個別相談、家庭訪問を進し、妊娠前から産後までの継続した支援を行っている。2カ月訪問では、傾聴を心がけるとともにエジンバラ産後うつ病問診表によるスクリーニングを実施し、必要に応じ医療機関受診を勧めている。	母子健康手帳発行…450件 転入…32件 産後うつ情報提供・・・25件	現状ではメンタル面や社会的要因で支援が必要な妊婦を中心にフォローしている。低体重児出生の減少のためには、妊婦健診結果の把握により異常所見（血糖・尿蛋白・血圧）を呈する妊婦への対応も不可欠である。こうした妊婦への支援には、医療機関との連携が必須であり、今後どのような形で連携を図っていくか検討を進めていくことが課題である。	29年度以降も同様の取り組みを実施 異常所見（血糖・尿蛋白・血圧）のある妊婦の把握及び支援	①低出生体重児（2500g未満）の割合→6.0% そのうち、極低出生体重児（1500g未満）の割合→1.2% 正期産にもかかわらず低出生体重であった児→45.0% ②乳児死亡→0人	健康づくり推進課
45	4	喫煙についての知識の普及と禁煙・分煙の推進	妊産婦相談等で喫煙についての知識の普及を図るとともに、妊娠・授乳期にかけての家族の禁煙と周囲の人への分煙等を啓発、推進します。			母子健康手帳交付時や健康診査・健康相談等を通じて家族の禁煙指導、健診会場等でのポスター掲示による啓発に取り組んでいる。妊娠がわかった時点での喫煙率は12.0%に対し、妊娠中の喫煙率は1.99%と妊娠により禁煙できた妊婦の割合は多いが、0%にはならない現状がある。保健福祉センター敷内禁煙に努めている。		喫煙を継続する妊婦は、妊娠中のタバコの害は理解し喫煙本数は減らせるが、喫煙禁煙まで至らないという現状がある。同居家族の喫煙率は38%と多く、今後も妊婦と家族双方に対して、タバコの害について伝えとともに、分煙や禁煙外来などの専門機関の情報提供を積極的に行っていく必要がある。	29年度以降も同様の取り組みを実施していく		健康づくり推進課
45	5	特定不妊治療に対する助成制度の広報	体外受精及び顕微授精の特定不妊治療にかかる県の費用助成制度の広報に努めます。				相談者へ熊本県の費用助成制度の紹介をしている。	必要に応じた情報提供ができています。	29年度以降も同様の取り組みを実施していく		健康づくり推進課
45	6	男性の育児への積極的参加の促進	妊娠期からの父親の育児参加のための啓発資料を配布するとともに、男性を含めた育児セミナーなどにより、男性の育児への積極的参加を促進します。				保育園等の保育参観などで子育てでの話をするとき、父親の積極的な参加を促した。	父親の積極的な参加を促しているが、仕事や家庭の状況により、参加者は少ない。	父親が保育参観等に参加するよう、今後も積極的な参加を促していく。		こども福祉課 こども福祉係
46	1	子育てに関する相談や学習の場の充実	母子保健事業としての各種相談・健康教育事業や、子育て支援センターにおける子育ての相談・指導や子育て情報提供の充実に努めます。	こども相談室（家庭児童相談、子育て相談）	家庭児童相談員及び子育て支援コーディネーターが、養育相談や子育て相談に対し、助言・指導及び適切な情報提供等の支援を行っている。また、必要に応じて、専門的な機関を紹介し、関係機関と連携しながら、幅広く子育て支援を行う。	家庭児童相談員（2人）と子育て支援コーディネーター（2人）が、養育相談や子育て相談に対し、助言・指導及び適切な情報提供等の支援を行っている。また、ケースによっては、専門的な機関を紹介し、関係機関と連携しながら、幅広く子育て支援を行っている。		発達の問題に関する相談が増加しているため、相談員及び子育て支援コーディネーターには専門的知識が求められる。	引き続き家庭児童相談員及び子育て支援コーディネーターによる支援を行う。		児童福祉センター
						子育て支援施設のチラシを市HPに毎月掲載したほか、窓口などでチラシの掲示・配付を行った。「広報うき」に各施設の行事を連載したほか、宇城地域の情報紙を3回発行した。子育て支援センター（5カ所）と子育てひろば（2カ所）の7施設合算で月平均10件の相談があった。（1月末）	子育て支援施設のチラシを市HPに毎月掲載したほか、窓口などでチラシの掲示・配付を行った。「広報うき」に各施設の行事を連載したほか、宇城地域の情報紙を3回発行した。子育て支援センター（5カ所）と子育てひろば（2カ所）の7施設合算で月平均10件の相談があった。（1月末）	7カ所の子育て拠点において、子育て親子の相談、指導、講習会等を実施している。多様な相談に対応するために関係機関と連携を取り情報共有を図っている。	母子保健事業としての各種相談・健康教育事業や、子育て支援センターにおける子育ての相談・指導や子育て情報提供の充実に努めます。		こども福祉課 子育て支援係
47	2	ホームページやガイドブック等の充実	子育てに関する地域の情報を広くタイムリーに提供するため、市の公式ホームページ上の子育て情報の充実を図るとともに、各種子育て支援サービスを利用するための子育てガイドブックなど、各種情報誌の充実を図ります。			子育て中の家庭に必要な子育て支援サービスを受けられるように、広報誌やホームページ等でサービスの情報を掲載し、適宜更新を行っている。		今年度は関係課と共同で子育て情報誌を作成したが、来年度以降、制度変更等で掲載内容が実情とそぐなくなった場合に、再度内容を刷新するか関係課との協議が必要。	ホームページ掲載情報を適宜更新していく。		児童福祉センター
						広告掲載企業協賛により作成した子育て情報誌「宇城市子育てガイドブック2015」を、各行きの窓口、保健センターにおいて妊婦・転入者等へ配布した。また、市・県の子育て関連情報を市ホームページ・「広報うき」・市民課窓口広告などに掲載した。		子育て関連の施策の展開は早く、現状に則した情報誌の作成とホームページや広報でのタイムリーな情報の発信が課題。	子育てに関する地域の情報を広くタイムリーに提供するため、市の公式ホームページ上の子育て情報の充実を図る。また、子育て世帯の生活スタイルに合わせた情報発信の方法を検討する。（情報メールやスマートフォンアプリなど）		こども福祉課 子育て支援係
47	3	子育ての仲間づくりの促進	乳幼児健康診査などの機会を利用して、育児グループのPRを行い、魅力あるグループ・サークルづくりを支援することによって、子育ての仲間づくりを促進します。また、市の各種相談事業等が、子育ての仲間づくりにつながるよう、その実施方法の改善を図ります。	親育て支援事業「NPプログラム」	NPプログラムを開催し、子育てに悩む母親同士の交流の場を設け、互いに悩みを相談できる関係づくりを促す。また、この事業をきっかけに自主サークルが発足した例がある。定員12人で週1回、連続8回の講座。	NPプログラムを開催し、子育てに悩む母親同士の交流の場を提供した。		子育てに不安を抱える母親が自発的にNPプログラムに参加できるよう、参加者募集の周知方法について工夫する必要がある。	引き続き事業を継続して、子育ての仲間づくりの場を提供する。		児童福祉センター
						乳幼児健診の案内配付時に母子保健推進員から子育て支援センター等の情報を提供する。健診時に子育て支援センターから子育て情報を提供する等で、子育ての仲間作りを推進している。		健診時に子育て支援拠点事業の情報提供等を行い、親子の交流を促進し、子育ての孤立化や不安感といった課題の解消に取り組んでいる。	引き続き母子保健事業と連携し、子育ての情報等を提供し、仲間作りを推進していく。		こども福祉課 子育て支援係
47	4	地域子育て支援拠点事業の実施	乳幼児のいる子育て中の親子に、相互に交流できる場の提供と、育児相談や情報提供、講習会等の支援を行います。市内7カ所で実施します。（第4章「3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保」参照）			子育て支援センター（5カ所）と子育てひろば（2カ所）の7施設合算の月平均で、相談10件、施設利用者11,700人。各施設のチラシを市HPに毎月掲載したほか、窓口などでチラシの掲示・配付を行った。「広報うき」に各施設の行事を連載したほか、宇城地域の情報紙を3回発行した。奇数月には担当者連絡会議を開催し、情報共有を図ると共に、テーマを決めて自主研修にも取り組んだ。今年度は「救命救急法講習会」について外部講師による研修を実施した。（1月末）	利用者数延べ16,160人（7ヶ所合計）（1月末）	各拠点において、様々な行事、講習会等を実施し、事業の充実を図っている。しかしながら、子育て世代の生活状況の変化により利用者へ減少傾向にある。拠点間の情報共有とレベルの向上および啓発活動が課題。	市内7カ所で子育て親子に、相互に交流できる場の提供と、育児相談や情報提供、講習会等の支援を行います。担当者連絡会議を継続し、情報共有とスキルアップに努めます。		こども福祉課 子育て支援係
47	5	乳児家庭全戸訪問事業の実施	生後4カ月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き子育て支援に関する情報提供等を行い、乳児家庭の孤立を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図ります。（第4章「3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保」参照）			母子保健推進員と保健師により、生後4カ月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、乳児や母親の状況の確認を行っている。子育てに対して不安や悩みを抱える母親には情報提供を行ったり、保健師等と子育て支援コーディネーターが連携し、養育支援家庭訪問事業にて定期的な家庭訪問を行っている。		記録者によって、訪問記録の内容にはばらつきがあり、また提出時期が遅れる場合があるなどの課題がある。	記録内容の均一化を図るため、マニュアルの作成や研修を行う。		児童福祉センター
48	6	養育支援訪問事業の実施	乳児家庭全戸訪問事業等により、支援が必要な家庭に対して、安定した養育ができるよう継続的に適切なサービス提供を図ります。（第4章「3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保」参照）			乳児家庭全戸訪問事業や各種健診等で子育てに心配のある家庭に対し、子育て支援コーディネーターが保健師と連携し定期的（1～2週間に1回程度）に家庭訪問し、子育てに関する技術的支援や情報提供を行っている。また、産後ホームヘルパーも委託業者と連携し、きめ細やかなサービスを提供している。		産後ホームヘルパー派遣事業は、民間委託のため、利用者負担をなるべく小さくしないよう委託料について委託業者と協議を行う必要がある。	引き続き養育支援家庭訪問及び産後ホームヘルパー派遣事業を行う。		児童福祉センター
48	7	親子ふれあい支援事業・親育ち支援事業の充実	育児不安等の親への支援として“Nobody’s Perfect”（NP）プログラム事業や親子あそびの教室により子育て支援の充実を図ります。また、くまもと「親の学び」プログラム事業を実施し親同志の繋がりを作り、新たな「気づき」を得る機会の一つとして支援を行います。	①親子ふれあい支援事業「親子あそびの教室」 ②親育て支援事業「NPプログラム」 ③くまもと「親の学び」プログラム	①就園前の児童とその保護者を対象とした、親子ふれあい支援事業「親子あそびの教室」を実施。月齢別に2グループ（1グループにつき親子12組）に分け、6月から翌3月までの10カ月間、各グループ月1回開催している。保育士資格を持つ子育て支援コーディネーターが、親子での遊びを通して、ひとりひとりの子どもに沿った関わり方、子どもの発達を促す丁寧な子育てについて、保護者への提供を行う。 ②NPプログラムを開催し、子育てに悩む母親同士の交流の場を設け、互いに悩みを相談できる関係づくりを促す。また、この事業をきっかけに自主サークルが発足した例がある。定員12人で週1回、連続8回の講座。 ③熊本県主体の事業で、家庭教育支援を図る。プログラムを通じ親同志で子育ての悩みを共有し合い、互いに相談できる関係づくりを促す。	①親子ふれあい支援事業である親子あそびの教室は、月2回開催し、遊びや運動を通して心身の発達を促したり、親子のふれあい支援を行っている。 ②親育ち支援事業であるNPプログラムを9月から11月にかけて実施した。また、受講者のフォローアップである同窓会を3月に実施した。 ③くまもと「親の学び」プログラム事業については、保育園や学校の行事、PTA行事等で、事業を活用した「親の学び」講座が開催された。参加者は、子育てについて学んだり、情報交換を行っている。	③「親の学び」講座開催回数17回 参加者1,270人	①親子あそびの教室も1クラスの定員は基本12組としているが、定員以上の登録数となっているため、サービス水準が低下する恐れがある。 ②子育てに不安を抱える母親が自発的にNPプログラムに参加できるよう、参加者募集の周知方法について工夫する必要がある。 ③熊本県の事業であるため、県の方針に左右される。事業縮小もあり得る。	①親子あそびの教室②NPプログラムを引き続き実施する。		児童福祉センター
49	8	男女共同参画意識の啓発	男女の固定的な役割分担意識の是正のための啓発、広報活動を推進するとともに、家庭生活や地域活動へ男性の参加を促すため、男女共同参画講座や地域へのお前講座を実施します。			広報うきの「パートナーシップ通信」に毎月1ページ掲載し、啓発を行っている。パートナーシップ・セミナーでは、やる気があがり「明るくなる女性向け」「リフレッシュ講座メイク＆スキンケア」や男性の育児参加を促すための「男性限定のお昼料理教室」を開催した。また各団体へ企業への出前講座でも男女共同参画社会づくりに向け啓発している。	・広報うき毎月1ページ掲載（熊本地震のため5月号のみ掲載出来なかった） ・セミナー3回 ・出前講座11回 ・フェスティバルは熊本地震のため中止	働く女性が増える一方で、まだまだ男性の家事育児への積極的参画が低い	継続して実施する	広報うき毎月1ページ掲載	人権啓発課 男女共生係
50	1	一時預かり事業の充実	子育て家庭の多様な保育ニーズに対応するため、一時預かり事業の充実を図ります。（第4章「3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保」参照）	一時預かり事業		認可保育園12カ所の園で取り組んでおり、今後も引き続き継続し、市民への周知を図っている。		認可保育園の入所定員の関係等により、一時預かりも定員いっぱい状況で、予約が取りにくい状況になっている。	望み通り出産等で一時預かりのみを利用したい方が利用できるよう、できるだけ待機児童を発生させないようは努め、また託児所等の利用も周知する。		こども福祉課 こども福祉係
50	2	子育て支援短期利用事業（ショートステイ、トワイライトステイ事業）の実施	保護者が病気や事故等で一時的に家庭での児童の養育ができなくなった場合に、市外の児童福祉施設等において、生活指導や食事の提供等を行います。（第4章「3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保」参照）	子育て短期支援事業	保護者の疾病その他の理由により家庭に於いて児童を養育することが一時的に困難になった場合に、児童養護施設等において、一定期間、養育・保護を行う事業	八代乳児院（八代市）・ナサレ園（八代市）・みどり園（上埴山市）に事業を委託。事業内容については、市ホームページ・ガイドブックに掲載し、各種相談などで保護者に情報提供している。29年度の利用実績は1件。	利用登録 1件 利用者1人	利用実績は平成27年度1件、平成28年度1件である。必要な事業であり、引き続き実施体制は整えておく。			こども福祉課 子育て支援係

すこやか 子育て プラン 当ページ	No.	施策名	取組内容	関連事業名・取組 名	左記概要	29年度の実績 (進捗状況等)	29年度の実績 (実績値)	現状と課題	30年度から31年度の取 り組み内容	平成31年度目標 値	担当課
51	3	行政主催のイベン ト等への託児コー ナー設置	子育て中の保護者に配慮し、行政が主催するイベントや講座 等には、できる限り託児コーナーを設置するよう努めます。 また、社会福祉協議会と連携して、必要となる託児ポラン ティアの養成を図ります。			ウイングやラポードで実施した行政主催のイベントに託児サービ スを設置し。託児サービスの普及に努めた。		行政主催のイベントで託児サービスを設置していな いイベントもあり、まだ託児サービスを利用してい ない市民もいる。	託児サービスを設置していない、行政主 催のイベントもあるので託児サービスの 設置を促し、市民が利用できるよう周知 に努める。		こども福祉課 こども福祉係
51	4	ファミリー・サ ポート・センター 事業の充実	子育て世帯の支援のため、広く事業をPRすると共に、利用 者のニーズを把握し、会員の増員を図ります。 （第4章「3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと 提供体制の確保」参照）	ファミリーサポートセンタ ー事業	児童の預かりの援助を望みたい人と援助を行いたい人との相互援助活動の連 絡、調整を行い地域における育児の相互援助活動を推進する事業	「宇城市ファミリーサポートセンター」（病児・病後児の取り取 いを含め）の会員は平成30年1月末現在で援助会員57人・利用 会員179人・両方会員9人の計244人となった。26、27年度 は実績のあった病児の預かりについては今年度の利用はなかつ た。	活動件数203件（1月末）	会員は緩やかではあるが増加している。利用件数は H26：105件、H27：128件、H28：316件で推 移している。H24年度から開始した病児・病後児の 預かりについてはH26年度1件、27年度3件の実績 があった。今年度の実績はなかった。援助会員の確 保と利用増が課題。	子育て世帯の支援のため、広く事業をPR すると共に、利用者のニーズを把握し、 会員募集に努める。利用料の助成につ いて検討する。	会員を増やす	こども福祉課 子育て支援係
51	5	病児・病後児保育 事業	就労支援として、病院と保育園の連携により、体調不良の児 童への緊急対応等を継続していきます。 （第4章「3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと 提供体制の確保」参照）	病児・病児後保育事業		病児保育、病後児保育を宇城市管内で各1カ所ずつ、事業を実施 し、病児については月平均40人、病後児については月平均2人程 度の利用あった。		病児については月平均40人の利用があり、市外か らの利用もあっている。熊本市と連携しているた め、熊本市内の事業所の利用ができるようになっ た。	今後も引き続き継続し、市民への周知を 図っていく。		こども福祉課 こども福祉係
51	6	保育園受入児童の 拡充	計画期間各年度における利用定員の見直し及び公共施設の見 直し（民営化）による定員拡大により保育ニーズへの対応を 図ります。 （第4章「2. 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保」 参照）			大空保育園120人→130人の定員が増加し、またまたこ幼稚園 が認定こども園として30人定員の保育部分を開設した。		定員が増加したが、いまだ55人（10月現在）の特 機児童が発生している為、その解消が必要になる。	公立保育所の民営化による受け入れ枠の 拡大及び特機児童数が増加している松橋 地区への新園募集（誘致）を図る。		こども福祉課 こども福祉係
51	7	休日保育事業	利用者の関係で当面は宇城市管内では1園で対応します。管 外の受入も可能です。	休日保育事業		宇城市管内で1カ所、事業を展開している。並べ利用児童数は年 間約290人、今後も引き続き継続し、市民への周知を図ってい く。		豊福保育園が休日保育事業をおこなっており、並べ 利用児童数は年間約290人の利用があっている が、市民への周知徹底が不十分である。	共働きにより休日も保育が必要な家庭に 利用できるよう、更に市民への周知を 図っていく。		こども福祉課 こども福祉係
52	1	各種手当の支給	児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、障がい児福祉 手当等の支給により、子育て家庭における経済的負担の軽減 を図ります。	児童手当制度(児童手当法) 児童扶養手当制度(児童扶養手 当法)	【児童手当】家庭における生活の安定と、次代の社会を担う児童の健全な育 成及び資質の向上を目的とし、児童を養育している人に手当を支給する。 【児童扶養手当】父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家 庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、もって児童の福祉の増進を図るため 手当を支給する。	【児童手当】支給額 3歳未満 15,000円、3歳以上小学校終 了前 10,000円(第3子は15,000円)、中学生 10,000円 6月、10月、2月に定期払を実施した。支給対象児童数 7,070人(2月末) 【児童扶養手当】支給額は物価スライドにより前年より0.1% 減額となった。第1子42,290円～9,980円、第2子加算 9,990円～5,000円、第3子以降加算5,990円～3,000円、4 月、8月、12月に定期払を実施した。支給対象者数 633人 (1月末)	障害児福祉手当 47人 特別児童扶養手当 177人 在宅介護者手当(児童) 13人 補装具の給付等 34件 日常生活用具の給付 67件	子育て世帯の生活の安定と児童の健全な育成及び資 質の向上のため、法に基づき手当を支給している。 制度の周知に努め、市民課等と連携し、申請漏れの ないよう事業を実施する。	引き続き制度の周知に努め、児童手当法 および児童扶養手当法に基づき適切に支 給する。		こども福祉課 子育て支援係
				1.障害児福祉手当 2.特別児童扶養手当	1.身体又は知的・精神に重度の障がいがあり、日常生活に常に介護を必要と する在宅の20歳未満の重度の障がい者に対し支給する。 2.20歳未満で、知的・精神に中度以上の障がいのある児童を養育している保 護者等に支給する。	一定の障がいのある児童やその養護者に対して手当を支給した。 また、補装具や日常生活用具も給付した。		身体障害者手帳や療育手帳等の交付の際に、手当な ど各種サービスの説明を行っている。特に手当の 対象となる障がい児については、慎重に対応してい る。 本庁と支所をきめ、だれが窓口で対応しても、説明 不足がないように研修会等を通して職員のスキルの 向上に努める必要がある。	一定の障がいのある児童やその養護者に 対して手当を支給する。また、補装具や 日常生活用具も給付する。 介護者手当については、平成29年度は非 課税世帯を対象とする。平成30年度以降 は再検討する。		社会福祉課 障がい福祉係
52	2	保育所保育料・幼 稚園保育料の補助	保育所保育料については、同一世帯から2人以上の子ともか 入所した場合、保育料の減免を行なっています。 幼稚園就園奨励費補助については、1人でも入園していれば 減免の対象としています。また、第3子以降の児童の保育料 等の無料事業を継続していき、今後も引き続き、保護者の経 済的不安の軽減を図ります。			同一世帯から2人以上入所の減免及び第3子以降の無料事業につ いては、今後も引き続き保護者の経済的不安の軽減を図ってい る。		景気の低迷による、各家庭の経済的不安や負担を軽 減できるよう、今後も同一世帯から2人以上入所の減 免及び第3子以降の無料事業を行っていく必要があ る。	今後も引き続き実施し、また市外の方にも 周知をおこなっていく。		こども福祉課 こども福祉係
						幼稚園就園奨励費補助により、市民税額に応じて保育料等の減免 を行った。また、今年度は低所得者への国の補助限度額が緩和さ れたため、市でも同様に優遇措置を行った。さらに、第3子以降 無料化事業も実施している。		今年度から就園奨励費対象の幼稚園が1園となり、新 制度へ移行する園が増し当課への申請額は減じた。 しかし、国の補助率は毎年3分の1以下であり、依 然市の負担は大きい。	引き続き実施	教育総務課	
53	3	こども医療費の助 成	こども医療費については、引き続き小学校6年生までの助成 を行います。	こども医療費助成事業	こどもの疾病の早期発見を促進し、その健康保持及び健全育成並びに子育て 支援を図るため、医療費の一部負担金に対し助成を行う事業	平成28年10月から中学3年までに助成対象年齢を引き上げた。 助成対象児童数：7,998人（1月末）	助成件数：74,758件 助 成額：116,622,067円（1 月末）	平成28年10月に年齢を中3まで拡大した。奨助 給付を導入し、保護者の窓口負担の軽減を図ってい る。入院費については全て償還払い。県内では自己 負担の設定がある自治体は8団体である。	引き続き事業を実施する。新学期は自己 負担0円、小学生以上は保険医療機関等 に外来1,000円/月、入院2,000円/月の 負担有り。30年度より、小学生以上の県 内全ての医療機関及び薬局に外来受診し た場合現物支給とする。		こども福祉課 子育て支援係
53	4	ひとり親家庭等に 対する援助継続	ひとり親家庭に対する医療費助成制度の継続実施を図りま す。	ひとり親家庭等医療費助成事 業	ひとり親家庭等における父母及び児童の健康保持に助力し、経済的自立と家 庭生活の安定のため医療費の一部を助成する事業	ひとり親家庭に対する医療費助成は、継続実施中。こども医療費 との重複受給者などに、両制度の相違点などを啓発した。 助成対象者：1,660人（2月末）	助成件数：5,462件 助成 額：9,296,879円	ひとり親家庭の経済的自立の支援及び健康保持のた め医療費の一部を助成している。償還払いのみ。	引き続き事業を実施する。一部負担金の 2/3を助成する。		こども福祉課 子育て支援係
53	5	ひとり親家庭等の 自立支援	母子・父子自立支援員によるひとり親家庭等の個々の状況に 応じた就業相談や求人情報の提供等を行なうとともに、ひと り親家庭等の就業促進のため、教育訓練、高等職業訓練、高 等生活支援、福祉資金貸付等の就業支援を継続していきま す。	ひとり親家庭自立支援教育訓 練給付金事業 ひとり親家庭高等職業訓練促 進給付金事業 ひとり親家庭等に対する家庭 生活支援員派遣事業	ひとり親家庭の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、その児童の福祉 を増進する事業	高等職業訓練促進給付金受給者は11人（看護師4人、准看護師6 人、社会福祉士1人）で内3人は今年度で卒業となる。日常生活 支援の派遣対象者は1人、教育訓練給付金は1人（介護福祉士）で あった。また、県の事業である福祉資金貸付についても4人（6 貸付）の利用があった。 引き続き、母子家庭等ひとり親家庭の自立促進・生活安定のため 支援を継続していく。		ひとり親家庭等の生活の安定を図るため、母子・父 子自立支援員と連携し、制度の周知に努めている。 高等職業訓練については、毎年新規の申請があつて おり、修了後は就職に繋がっている。平成28年4月 から支給要件が拡大している。教育訓練についても 給付額が引き上げられ、29年度にも給付の枠が広が る予定である。制度自体に加え、利用方法等につ いての周知も課題である。	母子・父子自立支援員によるひとり親家 庭等の個々の状況に応じた就業相談や求 人情報の提供等を行ないます。ひとり親 家庭等の就業促進のため、教育訓練、高 等職業訓練、日常生活支援、福祉資金貸 付等の就業支援を継続していきます。積 極的に制度の周知に努めます。		こども福祉課 子育て支援係
53	6	ファミリー向け公 共賃貸住宅の供給 支援	ファミリー向け公共賃貸住宅の供給支援については、今後、 建て直し時に入居人員数に応じ環境整備を配慮していきま す。			ファミリー向け公共賃貸住宅の新築及び建替えの実績なし。	ファミリー向け公共賃貸住 宅の新築及び建替えは無 し。		ファミリー向け公共賃貸住宅の供給支援 については、今後、建て直し計画時に入 居人員数に応じ環境整備を配慮していき ます。		都市整備課 住宅係
54	7	住宅確保に関する 情報提供	公共賃貸住宅確保に関する情報提供について、広報等により 随時周知を行います。			市営住宅の新築及び建替え実績はないが、年1回の市営住宅補充入 居申込みの情報、広報誌及び市ホームページにて提供してい る。	市営住宅の新築及び建替え 実績は無し。年1回の市営 住宅補充入居申込みの情報 は、広報誌及び市ホーム ページにて提供した。		公共賃貸住宅確保に関する情報提供につ いて、広報等により随時周知を行いま す。		都市整備課 住宅係
54	8	子育て用品のリサ イクル情報の提供	地域におけるフリーマーケット開催など、子育て用品、学校 用品のリサイクル情報の提供に努めます。			子育てひろば・子育て支援センターで育児用品のリサイクル情報 を提供している。		併設保育園のバザーの情報を提供したり、親同士の 交流の中で個別に実施されている。「宇城市子育て ひろば」においては、お譲りコーナーを設けてい る。	引き続き近隣のバザーの情報等を提供 していく。		こども福祉課 子育て支援係
56	1	児童センター事業 の充実	児童福祉センターを子育てに係る情報提供、子ども相談、養 育支援、子育て支援ネットワークの拠点とし、関係機関と連 携を取りながら、地域における子育て支援の推進を図りま す。 また、市の児童虐待の専属機関として、児童虐待の予防及び 早期発見・対応を市内関係機関や県中央児童相談所と連携し て行うとともに、宇城市要保護児童対策及びDV防止対策地 域協議会の調整機関として、保育所や学校だけでなく福祉・ 保健・医療分野など様々な関係者の協力を得て、児童虐待の 防止に取り組んでいます。	①こども相談室（家庭児童相 談） ②親子ふれあい支援事業「親 子あそびの教室」 ③親育て支援事業「NPプロ グラム」 ④宇城市要保護児童対策及び DV防止対策地域協議会	①家庭児童相談員及び子育て支援コーディネーターが、養育相談や子育て相 談に対し、助言・指導及び適切な情報提供等の支援を行っている。また、必 要に応じて、専門的な機関を紹介し、関係機関と連携しながら、幅広く子育 て支援を行っている。 ②就園前の児童とその保護者を対象とした、親子ふれあい支援事業「親子あ そびの教室」を実施。月齢別に2グループ（1グループにつき親子12組）に 分け、6月から翌3月までの10か月間、各グループ月1回開催している。 保育士資格を持つ子育て支援コーディネーターが、親子での遊びを通して、 ひとりひとりの子どもに合った関わり方、子どもの発達を促す丁寧な子育て について、保護者への提供を行っている。 ③NPプログラムを開催し、子育てに悩む母親同士の交流の場を設け、互い に悩みを相談できる関係づくりを促す。また、この事業をきっかけに自主 サークルが発足した例がある。定員12人で週1回、連続8回の講座 ④関係機関と連携を図る要保護児童等対策地域協議会の代表者会議及び実務 担当者会議を開催。また、必要に応じて個別ケース検討会議を開催し、情報 共有や支援策の検討を行っている。	家庭児童相談員（2人）と子育て支援コーディネーター（2人） が、養育相談や子育て相談に対し、適切な情報提供を行ってい る。また、ケースによっては、専門的な機関を紹介し、関係機関 と連携しながら、幅広く子育て支援を行っている。そのほか、庁 内関係課で組織する児童相談担当者等連絡会議を定期的に開催 し、情報共有に努めている。		発達の問題に関する相談が増加傾向にあるため、家 庭児童相談員及び子育て支援コーディネーターは、 発達に関する専門知識が必要になってきている。	引き続き家庭児童相談員及び子育て支援 コーディネーターによる支援を行う。	児童福祉センター	
57	2	子育てボランティア の育成・組織づ くりと活動の推進	地域で子育てを支える担い手となる子育てボランティアを育 成するとともに、その組織づくりと活動を推進します。			子育てひろば・子育て支援センターなどで、子育て経験を活かし た技術を生かして講習会等をしたりする中で、ボランティア活動 の場を広げている。					こども福祉課 子育て支援係
57	3	民生委員・児童委 員、主任児童委 員、母子保健推 進員による相談・支 援の充実	各地域に根ざした身近な相談窓口として、民生委員・児童委 員、主任児童委員、母子保健推進員による子育て家庭に対 する相談・支援の充実を図ります。また、地域で子育て支援を 行っている民生委員・児童委員、主任児童委員、母子保健推 進員と日頃から交流が図れるよう支援します。			単位民生委員・児童委員（8単位民協）には、研修会等を通 じ、児童虐待についての研修を行っている。また、母子保健推進員に は、乳児家庭全戸訪問事業や各種健診等の通知を通して児童及び その家族の見守りを行っている。		民生委員・児童委員及び母子保健推進員からの虐待 通告も行われており、研修等の成果が見られてい る。ただし、民生委員・児童委員は主に高齢者を対 象とする活動が多いためか、要保護児童の見守りを 要請する際、戸惑われる場合がある。	引き続き子育て支援情報の提供や児童虐 待の研修等を行い、地域の見守りを願 います。		児童福祉セ ンター
57	4	幼児教育の振興に 関する政策プロ グラムの策定	幼稚園・保育園・小学校間で連絡協議会を開催し、連携や交 流を推進することで、相互の活性化を図り、市内の教育環境 の底上げを図ります。			昨年同様、幼・保・小で連携し、次年度就学予定の児童の情報を 共有した。		家庭教育取り組みも重要になるので、保護者の意識 向上を一層図っていく必要がある。	これまでと同様に実施		教育総務課

すこやか 子育て プラン 当ページ	No.	施策名	取組内容	関連事業名・取組 名	左記概要	29年度の実績 (進捗状況等)	29年度の実績 (実績値)	現状と課題	30年度から31年度の取 り組み内容	平成31年度目標 値	担当課
57～58	5	世代間交流など多様な体験活動の推進及び充実	地域の方々が、これまでの学びの成果や経験、技術を子どもたちとの交流によって伝えることにより、子どもたちの安心を確保します。また、地域の自治公民館等について、子育て中の親子が利用できるような努めとともに、自治会等への理解を求めながら、子どもと親の利用を促進します。体験に基づく多様な理論や認識を深めるため、ボランティアの体験学習などにより、障がい者とられあう機会づくりを行なうなど、体験活動のさらなる充実に努めます。	①学校・家庭・地域連携推進事業 ②放課後子ども教室 ③児童通学合宿	地域住民による学校支援とともに放課後の子どもたちの居場所づくりや体験活動を行う	【生涯学習課】 放課後子ども教室参加児童 松含小（18人） 小野部田小（24人） 小川小（28人）	【生涯学習課】 放課後子ども教室参加児童 松含小（18人） 小野部田小（24人） 小川小（28人）	【生涯学習課】 事業推進に地域の協力者は不可欠であるため、随時、協力者の発掘、募集を続けていく。	公民館講座等と連携し、学校や地域へ、事業についての周知を拡大する。	・学校・家庭・地域連携推進事業8校 ・放課後子ども教室4校	生涯学習課
				子どもの楽校	公民館・体育館施設で体験・講座を行う。	【松橋公民館】 地域の方々がボランティアとして参加されることにより、地域の方々のこれまでの学びの成果や経験、技術を子どもたちに伝えることができた。	【松橋公民館】 参加児童132名	【松橋公民館】 一般ボランティアスタッフの確保。	【松橋公民館】 現状を維持する。	参加者90名 ボランティア40名	生涯学習課（中央公民館）
				無し		各地区でふるさと祭り等を行い、地域の方々と触れ合う行事を行った。また、総合的な学習の時間においても、昨年同様、地域の高齢者の方々と交流した。		地域の伝統活動について学習し、地域の良さを知り地域への関心を高め地域に誇りを持つようになった。	引き続き実施		教育総務課
						子育て支援センターで自治公民館において地域のボランティアによる出前講座を開催し、地域交流を図っている。		自治公民館等において、お菓子作りや伝承遊び（水鉄砲、竹馬）などで地域の人たちと交流した。			こども福祉課 子育て支援係
58	6	地域活動への教職員の自主的参加	教職員である前に地域住民であることを自覚し、地域の子どもは地域で育てることをあいことばに、教職員の地域行事への参加を促し、学校と地域の一体化を図ります。			教職員である前に地域住民であることを自覚でき、地域行事へ参加した。					教育総務課
59	1	保育ニーズに応じた保育サービスの充実	地域の保育ニーズを毎年度把握し、保育サービスの充実と柔軟な対応を図り、認可保育園全園での延長保育実施を継続していきます。 （第4章「3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保」参照）	延長保育事業		就労支援の要である延長保育促進事業は、認可保育園すべての園で取組んでおり、今後も引き続き継続し、市民への周知を図る。		認可保育園のすべてで延長保育を行っているが、両親の就労時間等により決められた時間内にお迎えに出来ない家庭もいる。	決められた時間内にお迎えに来ていただくよう周知し、場合によっては延長保育の時間の変更も検討していく必要がある。		こども福祉課 こども福祉係
59～60	2	学童保育所の充実した運営	少子化や核家族化の進行、就労形態の多様化及び家庭や地域の子育て機能・教育力の低下など、子どもを取り巻く環境の変化を踏まえ、放課後等に子どもが安心して活動できる場の確保を図るとともに、次世代を担う児童の健全育成を支援するため、保護者会等が運営する学童保育所の支援・充実を図ります。（第4章「3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保」参照）	放課後児童健全育成事業		15カ所の学童保育所を、保護者会運営9カ所、保育園内4カ所、市営2カ所の運営形態で実施している。特に保護者会運営については日頃から、役員・指導員等と連携し、運営基準に関する条例等を基に適切な遊びや生活の指導及び安全確保等に努めた。		運営基準が各学童によって様々なため、統一する必要がある。	施設の改修・増築等については、各学童と連絡を密に取り対応に努める。また、小学校内の空き教室等の活用を含め、教育委員会と協議していく。		こども福祉課 こども福祉係
						育児休業・短時間勤務制度で育児と仕事の両立を支援する企業を「宇城市男女共同参画推進事業者」として人権啓発課が募集し、企業等の意識啓発を図っている					こども福祉課 こども福祉係
60	4	出産・育児後の再就職に関する情報提供の充実	出産・育児後の再就職を支援するため、女性の就職に関する講座や研修会等の情報提供を行います。			講座や研修会の情報、求人情報などをホームページから発信した。			無料職業紹介業務を引き続き行っており、求職者の支援に取り組みます。		商工振興課 商工物産係
						就職・資格取得などに関する情報はホームページに掲載したり、チラシ等を窓口で配布したりしている。		ハローワークの求人情報誌は毎月新しいものを窓口に配置している。相談等には保育所入所担当とも連携し、随時個別に応じている。			こども福祉課 子育て支援係
60	5	育児・介護休業法の事業所への周知	市内事業所の会合等の機会を捉え、育児・介護休暇が取りやすい職場環境づくりへの理解を求めます。			「男女共同参画推進事業者等表彰」を広報うきで募集し、事業所へ出向き応募を促し、総会時には宇城市企業クラブ加盟事業所へ応募の依頼文を配布した。28年度は応募がなかった。	表彰事業所なし	事業者等の育児・介護休暇が取りやすい職場環境づくりへの理解が低い。	企業訪問や出前講座により啓発推進すると共に商工観光課と連携し、継続して実施する。	表彰事業所1社/年	人権啓発課 男女共生係
				—	—	宇城市企業クラブ（52社）に男女共同参画に関するリーフレットを配布し、企業や事業主に対して職場環境づくりへの理解を求めた。	—	女性の社会進出が進み、夫婦共働き家庭が増加している現状を踏まえ、男女共同参画の視点から企業や事業主に対して制度の主旨等について周知・啓発し、理解と協力を働き掛ける。	市内事業所の会合等の機会を捉え、育児・介護休暇が取りやすい職場環境づくりへの理解を求めます。	—	商工振興課 商工物産係
62	1	交通安全教育指導者の育成	PTA対象に交通安全教室を行い早朝街頭指導などの向上を図ります。			交通指導員会議、研修、交通安全教室の実施。	交通指導員会議2回 研修1回 交通安全教室118回	年々交通事故件数、負傷者数は減少傾向にあるが、高齢者が犠牲になる事故が増加しており、より一層の知識の習得、指導力の向上に努めたい。	保育士、老人クラブの方に交通安全リーダーとして活動していただくよう指導者の育成に努める。		危機管理課 交通防犯係
62	2	防犯対策の推進	子どもをねらった犯罪を未然に防ぐため、通園・通学路や公園・広場等の地域環境の中で犯罪の発生しない環境整備を推進します。また、不審者に対する対応指導や地域における防犯意識の高揚に資するため啓発活動を推進します。			宇城警察署、防犯協会と合同で自転車盗難防止のため放置自転車撤去作業、市道等放置処理を実施した。	自転車撤去今年度は1回実施。松橋駅39台・小川駅7台・市道等2台 松橋駅・小川駅の自転車の鍵かけチェックを実施。	毎年2回警察署と防犯協会と連携して、松橋駅と小川駅の放置自転車の撤去作業を行っているが、撤去数は1回の撤去作業で40台前後あり、各駅での自転車盗も増加している。	松橋・小川駅放置自転車撤去。各種キャンペーンの実施。		危機管理課 交通防犯係
62	3	通学路や公園等における防犯設備の整備	通学路や公園等に随時設置します。（区及び行政で対応します。）			通学路安全推進協議会を設置し、メンバーで通学路の合同安全点検を行い、通学路の危険箇所の点検を行った。		ハード面では、対策が完了するまでに時間がかかるため、暫時的な対策が必要となる。	通学路安全推進協議会を毎年開催し、継続的に危険箇所への対策を実施する。		教育総務課
				防犯灯設置・防犯灯設置費等助成事業	行政区に防犯灯設置・維持管理補助2分の1	行政区からの要望をもとに危険箇所防犯灯を設置。行政区管理の防犯灯約4,000基を28年度から30年度の3年間でLED防犯灯に交換。	28年度LED交換は1,349基。	宇城市内の防犯灯は、市管理が約2,600基、行政区管理が約4,000基あり維持管理費が増加（行政区管理分には10分の4補助）。	行政区管理の防犯灯のLED交換は30年度で終了。その後も市管理の防犯灯もLEDに交換。		危機管理課 交通防犯係
62	4	「子どもかけこみ110番」の家等の防犯ボランティア活動の支援	今後も「子どもかけこみ110番」の家の拡大に努めます。同時に加入者宅に「子どもかけこみ110番」の家の旗を配付し、周囲に分かるよう配慮します。			防犯ボランティア参加者のもと、防犯ハトール講習会を実施した。	防犯ハトール講習会を7月に2回実施。47名参加。	PIAハトール隊は役員が新規隊員となる場合が多く、入れ替わりが多いのが実状。継続してできる人材を確保できれば、活動も活発になると思われる。	防犯ハトール講習会の実施		危機管理課 交通防犯係
				子どもかけこみ110番	子どもの避難場所としてフラッグを設置	850件の家屋及び店舗に設置しており、200本のフラッグの更新を行った。	フラッグ設置件数850件	現在までには、事件の報告はなく、市民も協力的である。	現状を維持する。	フラッグ設置件数850件	生涯学習課
63	5	シックハウス対策の推進	公共賃貸住宅の新築及び改修時にシックハウス対策を行います。			公共賃貸住宅の新築及び運営の実績なし。	公共賃貸住宅の新築及び運営は、無かった。		公共賃貸住宅の新築及び運営時にシックハウス対策を行います。		都市整備課 住宅係
63	6	公共施設における多目的トイレ、授乳コーナーの設置	公共施設においては、子ども連れの利用者に配慮したおむつ替えスペースが整備された多目的トイレや授乳コーナーの設置を進めます。	公共施設の見直し方針 公共施設等総合管理計画	行政改革課において策定。H26年7月に素案を策定済み。今後、成案化する。 道路等のインフラ施設を含む公共施設全体の維持管理計画の策定をH26年度に総務省から要請されている。	施設利用者からの要望及び施設管理者からの意見により必要な所を調査し、平成27年度までに公共施設等の子育て支援関連施設整備を行い、宇城市役所及び新館におむつ替えスペース3カ所、ベビーキープ5カ所、保健センターにおむつ替えスペース1カ所、ベビーキープ1カ所、中央図書館にベビーキープ1カ所、ラポートにベビースhirt3カ所、ウイングまつばに授乳コーナー1カ所を整備している。	平成28年度については新たな施設整備は行っており、現状維持の状態である。	今後、施設の統廃合や複合化が見込まれるため、改修時に施設整備の必要性を検討する必要がある。	平成27年度までに策定した「公共施設の見直し方針」、「公共施設等総合管理計画」に基づき、施設の統廃合や複合化を図りながら必要性に応じて施設整備を行う。		公共施設マネジメント課
63	7	子どもや妊婦等が歩行しやすい道路環境の整備	子どもや妊婦、ベビーカー利用の子ども連れが安心して外出できるように、幅の広い歩道の整備や段差の解消等、安全で快適な歩行空間の確保を促進します。	御船豊福線道路改良事業 出店馬立線道路改良事業	御船豊福線歩道片側新設L=1,300m 出店馬立線歩道片側新設L=230m	用地交渉及び段階施工中のため、歩道整備完了区間なし	御船豊福線（松橋町）L=0m 出店馬立線（豊野町）L=0m	現状：歩道整備は、限られた財源の中、交付金・起債等の各種財源に整備を行っている。 課題：交付金配分率の低下により、歩道整備の進捗が遅れている。	通学路整備	御船豊福線歩道整備完了	土木課
63	8	子育て中でも利用しやすい商業施設整備に向けた啓発	子育て中の家庭が子ども連れでショッピングや食事を楽しめるよう、ベビーカーでも余裕をもって移動できる幅の広い通路、おむつ替えや授乳のスペース、託児コーナー等が整備された商業施設の普及に向けた啓発を行います。			平成27年度から「宇城市子育てしやすいまちづくり推進事業実施要綱」を制定し、店舗の子育て支援環境を整備している事業所を登録し、市のHP等で事業所のPRを行う事業を開始した。現在登録は2件、宇城市HPおよび広報うきで募集記事も掲載した。		平成27年度は市内の事業所に個別に登録を依頼する文書を送付したが、登録は1件のみであった。本年度は1件の登録があった。子育て支援環境整備に関する意識の啓発が課題。	子育てを地域で支え合う意識の啓発を図るため、事業の周知に努める。		こども福祉課 子育て支援係

すこやか 宇都っ子 プラン 担当ページ	No.	施策名	取組内容	関連事業名・取組 名	左記概要	29年度の実績 (進捗状況等)	29年度の実績 (実績値)	現状と課題	30年度から31年度の取 り組み内容	平成31年度目標 値	担当課
63～64	9	安全な通学路の確保	通学路の整備や防犯灯の設置を推進し、安全な通学路の確保に努めるとともに、P T A ・子ども見守りボランティア等による通学指導の充実を図ります。また、「子どもかけこみ110番」の家の周知と定期的な見直しを図ります。P T A 青色パトロール隊で公用車（パトロール車登録）を利用して各地区全域の巡回パトロールを実施します。また、各地区において老人会や各団体等に、登下校時の通学路の見守り、子どもたちへの声かけ、不審者などの情報提供を行ってまいります。	・子ども見守りボランティア ・子どもかけこみ110番	・登下校時の見守り ・子どもの避難場所としてフラッグを設置	○子ども見守りボランティア登録数108人 登下校時の見守りにより事件や事故防止につながっている。 ○子どもかけこみ110番は850件の家屋及び店舗に設置 150本のフラッグの更新を行っている。	・ボランティア数108人 ・フラッグ設置件数850件	・高齢者が多いため、随時募集を行う必要がある。 ・現在までには、事件の報告はなく、市民も協力的である。	現状を維持する。	・ボランティア数130人 ・フラッグ設置件数850件	生涯学習課
						用地交渉及び段階施工中のため、歩道整備完了区間なし	御船豊福線（松橋町）L=0m 出店馬立線（豊野町）L=0m	現状：歩道整備は、限られた財源の中、交付金・起債等の各種財源に整備を行っている。 課題：交付金配分率の低下により、歩道整備の進捗が遅れている。	通学路整備	御船豊福線歩道整備完了	土木課
64	10	地域ぐるみによる防犯活動の推進	子どもをねらった犯罪を未然に防ぐため、「子どもかけこみ110番」の家の設置拡充など、通園・通学路や公園・広場等の地域環境の中で犯罪の発生しない環境整備を推進します。また、不審者に対する対応指導や地域における防犯意識の高揚に資するため啓発活動を推進します。	子どもかけこみ110番	子どもの避難場所としてフラッグを設置	850件の家屋及び店舗に設置しており、200本のフラッグの更新を行った。	フラッグ設置件数850件	現住までには、事件の報告はなく、市民も協力的である。	現状を維持する。	フラッグ設置件数850件	生涯学習課
64	11	児童・生徒の安全確保	地域全体で子どもを育てることを基本に、防犯・安全活動を実施します。具体的には、保護者・地域の関係団体等による巡回パトロールや「かけこみ110番」の家の拡充を図ります。	月例街頭指導及び青色パトロール	毎月定例の街頭指導と青少年教育担当指導員による青色巡回パトロール	各町地区民会協指導部会員において毎月第3金曜及び県下一斉街頭舗道を実施。また、青少年担当指導員によって週2回の下校時の青色巡回パトロールを実施している。	概ね月1回の活動	以前と比較すると種事件数は少なく、徘徊する少年も少ない。常に警察との連携を取っておく必要がある。	現状を維持する。	全地区毎月1回以上	生涯学習課
65	12	犯罪等に関する情報提供の推進及び犯罪・事故等の被害から子どもを守るための取組	保護者に対する不審者や犯罪等に関する情報提供を強化し、迅速な連絡体制（ゆっぴー安心メール等）を整えます。また、警察・小学校・保育園・幼稚園・学童保育所等情報交換に努め、犯罪・事故等を未然に防止できる体制を確立します。	無し		熊本県警察本部からの情報は、随時、学校を通じて保護者へ情報提供した。また、宇城市での不審者情報等があった場合には、その地区だけでなく、宇城市の全小中学校へFAXで情報提供を行った。		不審者や犯罪等に関する事案発生時には、迅速かつ的確な判断が求められる。そのため指導体制の基本マニュアルを作成し、共通理解を図り、共通対応ができるよう指導を行った。	児童生徒及びそれに関わる人々の生命を守るため、常に危機意識を持つためにも今後も取り組む。		教育総務課
						広報紙により、毎月交通・防犯等啓発記事を掲載し情報提供を行った。また、「防犯くまもと」を年4回、回覧配布をした。	「防犯くまもと」年4回、回覧。広報紙に「夏休み中の少年非行・家出を防止」等の掲載。	広報紙に毎月掲載、チラシを年4回、回覧配付しているが、どれくらいの方に読んでいただいているかは、不明のところがある。	広報紙に啓発記事の掲載。チラシの配布。		危機管理課 交通防犯係
65	13	幅の広い歩道の整備、及びバリアフリー対応型信号機の設置等	「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」で対応します。			押しボタン式信号機基設置要望を1件警察署へ上申	28年度中に信号機設置はなし	区からの要望をもとに、警察署へ要望書を提出。年に1件設置があるかどうか。設置まで早くて1、2年かかる。	区からの要望をもとに、警察署へ要望書を提出。		危機管理課 交通防犯係
				御船豊福線道路改良事業 出店馬立線道路改良事業	御船豊福線歩道片側新設L=1,300m 出店馬立線歩道片側新設L=230m	用地交渉及び段階施工中のため、歩道整備完了区間なし	御船豊福線（松橋町）L=0m 出店馬立線（豊野町）L=0m	現状：歩道整備は、限られた財源の中、交付金・起債等の各種財源に整備を行っている。 課題：交付金配分率の低下により、歩道整備の進捗が遅れている。	通学路整備	御船豊福線歩道整備完了	土木課
65	14	交通安全教育の実施	幼稚園、保育園等では、交通安全ルールの理解及び安全に行動できる習慣と態度を身に付けることを目標に、教室を開催します。小・中学校では、歩行者としての安全な行動、自転車の安全な利用、自動車の特性に応じた安全な行動、交通事故防止と安全な生活について重点的に指導します。			幼稚園・保育園、小学校、高齢者等の交通安全教室を実施し交通事故防止に努めた。	118件 延べ5520人参加	毎年120件前後依頼があり、子供たちの交通事故防止につなげることができた。	交通安全教室の開催		危機管理課 交通防犯係
						安全な生活ができるよう、安全な自転車の乗り方を含め交通安全理解教育の推進と指導を行った。 交通安全教室も、警察官や地域の交通安全指導員等を招いて、各学校において開催した。			児童生徒の生命を守るため、常に危機意識を持つためにも今後も取り組む。		教育総務課
65	15	全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい使用の徹底	各種広報媒体や各種行事等を活用して、全ての座席のシートベルトとチャイルドシート着用の必要性について啓発に努めます。			春・秋の全国交通安全運動期間等に主要交差点での早期街頭指導や事故多発道路等での交通安全キャンペーンを実施し全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの着用の徹底をはじめ、交通安全意識の高揚に努めた。	キャンペーン11回実施。 UKI・うき交通安全フェア2回実施。	宇城署や交通安全協会等の関係機関とより一層連携し行う。	各種広報媒体や各種行事等を活用して、全ての座席のシートベルトとチャイルドシート着用の必要性について啓発に努める。		危機管理課 交通防犯係
65	16	防犯講習の実施	保育施設対象で防犯講習を実施します。			県の交通・防犯講習会への参加を依頼。	交通指導員約30人参加	犯罪件数は減少傾向にあるが、知識の習得、指導力の向上に努めたい。	保育士、老人クラブの方達にリーダーとして活動していただくよう指導者の育成に努める。		危機管理課 交通防犯係
66	17	保育所等施設整備	共働き世帯の増加や就労形態の変化、核家族化の進行などにより、保育ニーズは一層高まるとともに多様化しています。これらのニーズに応えるためには、施設整備を含めた保育環境の整備が必要になります。 公立保育所等については、公共施設見直し計画により検討を進めることとします。また、民間保育所、私立幼稚園等については、国・県等の関係機関と連携を図りながら、計画的に施設整備のための支援を行っていきます。			今年度、百舌谷保育園が施設増築整備を行った。					こども福祉課 こども福祉係